

半 期 報 告 書

(第 134 期中) 自 平成 12 年 4 月 1 日
至 平成 12 年 9 月 30 日

関 東 財 務 局 長 殿

平 成 12 年 12 月 25 日 提 出

会 社 名 株 式 会 社 富 士 銀 行

英 訳 名 The Fuji Bank, Limited

代表者の役職氏名 頭 取 山 本 恵 朗

本店の所在の場所 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号 電話番号 東京 (3216) 2211 (大代表)

連絡者 企画部主計室次長 中根 繁男

もよりの連絡場所 同 上 電話番号 同 上

連絡者 同 上

半期報告書の写しを縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
株式会社富士銀行大阪支店	大阪市中央区今橋四丁目 2 番 1 号
株式会社富士銀行横浜支店	横浜市中区羽衣町一丁目 3 番 1 号
株式会社富士銀行浦和支店	浦和市仲町 1 丁目 4 番 9 号
株式会社富士銀行千葉支店	千葉市中央区新町 1000 番地

(本書面の枚数 表紙共 62 枚)

目 次

第一部 企業情報	1 頁
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	3
3. 関係会社の状況	4
4. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 生産、受注及び販売の状況	27
3. 対処すべき課題	27
4. 経営上の重要な契約等	27
5. 研究開発活動	27
第3 設備の状況	28
1. 主要な設備の状況	28
2. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
(1) 株式の総数等	29
(2) 発行済株式総数、資本金等の状況	32
(3) 大株主の状況	33
(4) 議決権の状況	35
2. 株価の推移	36
3. 役員の状況	37
第5 経理の状況	39
・中間監査報告書	41
1. 中間連結財務諸表等	45
(1) 中間連結財務諸表	45
①中間連結貸借対照表	45
②中間連結損益計算書	46
③中間連結剰余金計算書	47
④中間連結キャッシュ・フロー計算書	48
(2) その他	94
・中間監査報告書	95
2. 中間財務諸表等	99
(1) 中間財務諸表	99
①中間貸借対照表	99
②中間損益計算書	101
(2) その他	118
第6 提出会社の参考情報	119
第二部 提出会社の保証会社等の情報	120

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1. 主要な経営指標等の推移

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

	平成11年度中間 連結会計期間 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成11年9月30日〕	平成12年度中間 連結会計期間 〔自平成12年4月1日〕 〔至平成12年9月30日〕	平成10年度 〔自平成10年4月1日〕 〔至平成11年3月31日〕	平成11年度 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成12年3月31日〕
連結経常収益	1,453,526 百万円	1,672,643	2,570,467	3,017,516
連結経常利益 (△は連結経常損失)	94,904 百万円	196,477	△673,888	229,229
連結中間純利益	27,867 百万円	62,465		
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)			△422,030 百万円	52,831
連結純資産額	2,231,920 百万円	2,192,592	2,187,852	2,247,452
連結総資産額	58,499,538 百万円	58,036,418	57,945,077	58,246,731
連結ベースの1株 当たり純資産額	370.45 円	358.71	361.76	374.80
連結ベースの1株 当たり中間純利益	6.82 円	16.82		
連結ベースの1株 当たり当期純利益 〔△は連結ベースの 1株当たり当期純損失〕			△142.07 円	12.77
連結ベースの潜在株式調整 後1株当たり中間純利益	6.64 円	16.30		
連結ベースの潜在株式調整 後1株当たり当期純利益			－円	12.44
連結自己資本比率 (国際統一基準)	10.76%	11.24	11.24	11.00
営業活動によるキャッシュ・フロー	756,422 百万円	428,423		586,137
投資活動によるキャッシュ・フロー	△507,137 百万円	137,593		△497,872
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,318 百万円	△117,255		△119,397
現金および現金同等物の 中間期末残高	1,478,188 百万円	1,624,937		
現金および現金同等物の 期末残高			1,207,676 百万円	1,173,615
従業員数	27,840 人	26,384		26,118

- (注) 1. 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)附則第2項に基づき、平成11年度から中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
4. 連結ベースの1株当たり当期純利益(又は当期純損失)及び連結ベースの1株当たり中間純利益は、連結当期純利益(又は連結当期純損失)、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
5. 連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、平成10年度は当期純損失が計上されていますので、記載しておりません。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

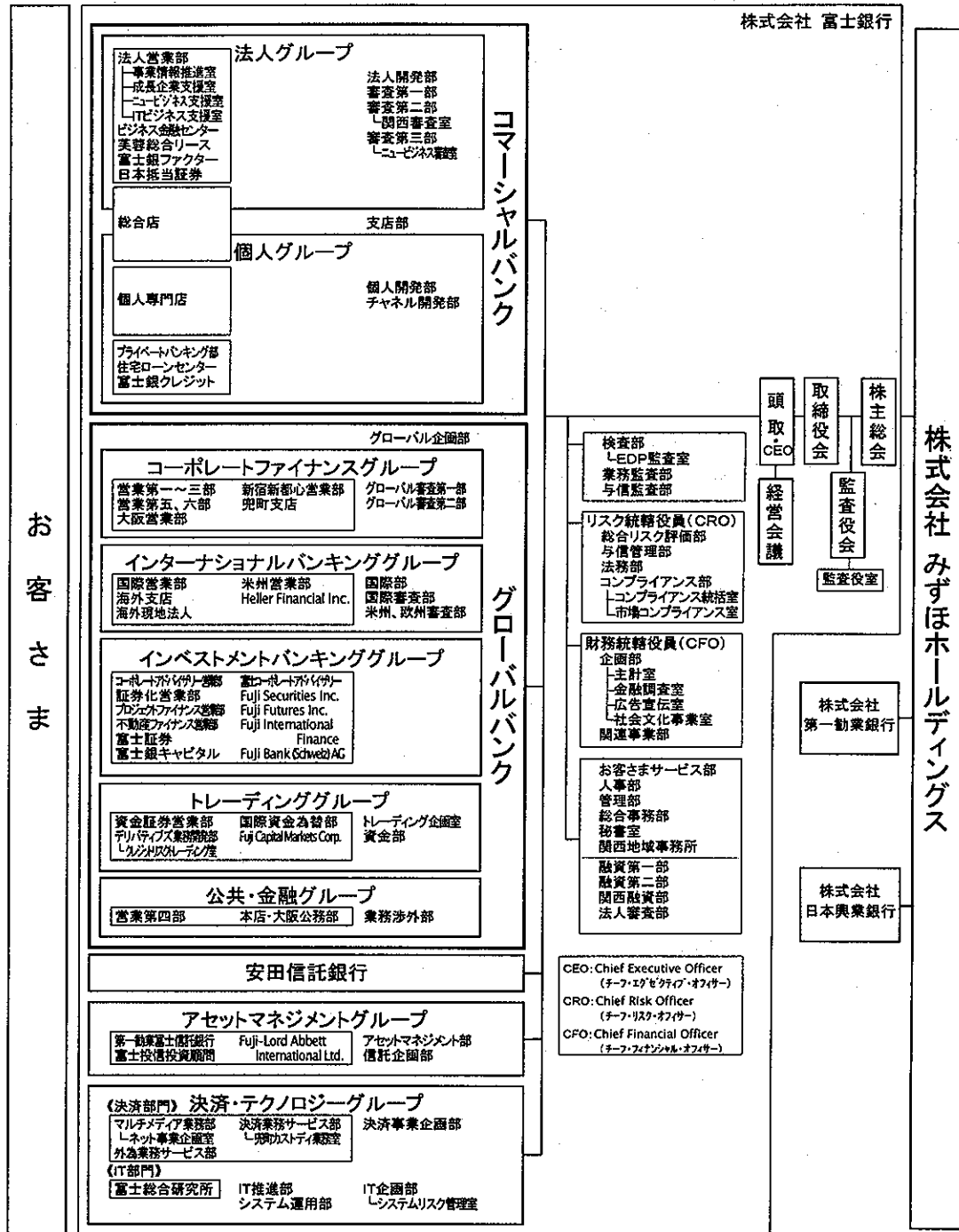
回 次	第 132 期中	第 133 期中	第 134 期中	第 132 期	第 133 期
決 算 年 月	平成 10 年 9 月	平成 11 年 9 月	平成 12 年 9 月	平成 11 年 3 月	平成 12 年 3 月
経 常 収 益	1,114,750 百万円	885,550	1,138,117	1,990,186	2,034,943
経 常 利 益 (△は経常損失)	10,545 百万円	78,695	123,754	△588,912	223,340
中 間 純 利 益	30,668 百万円	46,040	54,810		
当 期 純 利 益 (△は当期純損失)				△392,929 百万円	102,154
資 本 金	529,087 百万円	1,038,415	1,039,544	1,037,833	1,039,544
発行済株式総数	普通株式 2,897,614 千株 優先株式 70,000 千株	普 通 株 式 3,442,358 第一回第一種優先株式 52,411 第二回第四種優先株式 150,000 第三回第三種優先株式 125,000 第四回第三種優先株式 125,000	普 通 株 式 3,443,892 第一回第一種優先株式 52,411 第二回第四種優先株式 150,000 第三回第三種優先株式 125,000 第四回第三種優先株式 125,000	普 通 株 式 3,441,618 第一回第一種優先株式 52,411 第二回第四種優先株式 150,000 第三回第三種優先株式 125,000 第四回第三種優先株式 125,000	普 通 株 式 3,443,892 第一回第一種優先株式 52,411 第二回第四種優先株式 150,000 第三回第三種優先株式 125,000 第四回第三種優先株式 125,000
純 資 産 額	1,146,299 百万円	2,356,636	2,444,592	2,321,851	2,405,050
総 資 産 額	49,883,088 百万円	45,649,560	48,904,292	46,384,449	47,009,449
預 金 残 高	29,520,981 百万円	27,810,814	28,049,974	26,964,013	27,405,209
貸 出 金 残 高	31,774,548 百万円	30,251,620	30,439,095	29,793,318	31,267,681
有 価 証 券 残 高	6,103,535 百万円	5,819,111	8,838,659	5,837,796	6,427,786
1 株当たり中間配当額	普通株式 3.50 円 優先株式 3.75 円	普 通 株 式 3.50 第一回第一種優先株式 3.75 第二回第四種優先株式 21.00 第三回第三種優先株式 5.50 第四回第三種優先株式 4.00	普 通 株 式 9.33 (普 通 配 当 3.50) (特 別 配 当 5.83) 第一回第一種優先株式 3.75 第二回第四種優先株式 21.00 第三回第三種優先株式 5.50 第四回第三種優先株式 4.00		
1 株当たり配当額				普 通 株 式 7.00 円 第一回第一種優先株式 7.50 円 第二回第四種優先株式 0.12 円 第三回第三種優先株式 0.04 円 第四回第三種優先株式 0.03 円	普 通 株 式 7.00 第一回第一種優先株式 7.50 第二回第四種優先株式 42.00 第三回第三種優先株式 11.00 第四回第三種優先株式 8.00
単体自己資本比率 (国際統一基準)		11.42%	12.45	11.53	11.86
従 業 員 数	14,763 人	13,870	12,782	13,976	13,249

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行により銀行法第14条の2が改正されたことに伴い、第132期(平成11年3月)より単体自己資本比率を算出しております。なお、第132期中(平成10年9月)の連結自己資本比率は、9.64%であります。
3. 従業員数は、第133期中(平成11年9月)より就業人員数で記載しており、海外の現地採用者を含み、出向者を除いております。なお、第132期(平成11年3月)までは、海外の現地採用者を除き、出向者を含んでいる数字を記載しております。

2. 事業の内容

本年9月29日、当行は株式会社第一勧業銀行および株式会社日本興業銀行とともに株式移転により完全親会社である株式会社みずほホールディングスを設立し、「みずほフィナンシャルグループ」が正式に発足致しました。このなかで、当行グループは、当行、子会社223社および関連会社72社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務、リース業務などの金融サービスを提供しております。以上を図示すると、以下のとおりとなります（子会社、関連会社は主なものを表記しております）。

平成12年9月30日現在



- (注) 1. 富士証券株式会社は、平成12年10月1日に第一勧業証券株式会社、興銀証券株式会社と合併し、みずほ証券株式会社となっております。
2. Fuji Bank (Schweiz) AG は、平成12年10月1日に Dai-ichi Kangyo Bank (Schweiz) AG, The Industrial Bank of Japan - NJ (Schweiz) AG と合併し、Mizuho Bank (Schweiz) AG となっております。
3. 第一勧業富士信託銀行株式会社は、平成12年10月1日に興銀信託銀行株式会社と合併し、みずほ信託銀行株式会社となっております。
4. Fuji International Finance は、平成12年12月1日に DKB International plc, IBJ International plc と統合し、Mizuho International plc となっております。
5. Fuji-Lord Abbott International Ltd. は、平成12年12月15日に Fuji Investment Management Company (Europe) Limited に社名変更しております。

3. 関係会社の状況

(1) 当中間連結会計期間において、当行の関連会社から子会社に変更となった会社は次のとおりであります。

該当ありません。

(2) 当中間連結会計期間において、当行の子会社から関連会社に変更となった会社は次のとおりであります。

該当ありません。

(3) 当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

富士銀ソフトウェアサービス株式会社

Fuji Mexico, S.A.

Kroy Holding Company

Heller Global Vendor Finance Canada, Inc

(以上4社は子会社に該当しないこととなった会社)

Kefam, N.V. (Belgium)

Belgo-Factors, N.V.

International Automatiserings-Centrum, N.V.

Wellesley Collections Ltd.

Equilease Commercial Finance Limited

NMB-Heller Merchant Finance Limited

NMB-Heller Lawloan Limited

(以上7社は関連会社に該当しないこととなった会社)

(4) 当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社（並びに新たに連結対象となった非連結子会社及び新たに持分法を適用した持分法非適用の関連会社）は次のとおりであります。

(親会社)

名 称	住 所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の被所有割合	当行との関係内容						摘 要
					役の任	員兼等	資 金 援 助	営 業 上 の 取 引	設 備 の 賃 貸 借	業 務 の 提 携	
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区	百万円 2,572,000	銀行持株会社・長期信用銀行持株会社	% 100 (-) (-)	人 3 (3)	—	—	—	—	—	—

(連結子会社)

名 称	住 所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の被所有割合	当行との関係内容						摘 要
					役の任	員兼等	資 金 援 助	営 業 上 の 取 引	設 備 の 賃 貸 借	業 務 の 提 携	
富士キャピタルマネジメント株式会社	東京都千代田区	百万円 10	企業財務アドバイザー業務	% 100 (100) (-)	人 —	—	—	—	—	—	※
Fuji Capital Development Ltd.	英国領西インド諸島ケイマン	百万円 5	商業金融業	100 (100) (-)	—	—	—	—	—	—	※
HHF17, LLC	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市	米ドル —	商業金融業	100 (100) (-)	—	—	—	—	—	—	—
HHF20, LLC	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市	米ドル —	商業金融業	100 (100) (-)	—	—	—	預金取引関係	—	—	—
Heller Financial Bank S.A.	ルセマ'ンチン共和国フ'エノスアイレス市	7M'ンバ'リ 15,000,000	商業金融業	99.9 (99.9) (-)	—	—	—	—	—	—	—

(持分法適用関連会社)

名 称	住 所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合	当行との関係内容						摘 要
					役の 任	員 兼 等	資 金 援 助	営 業 上 の 取 引	設 備 の 貸 借	業 務 提 携	
株式会社 千葉興業銀行	千葉県千葉市 美浜区	百万円 57,941	銀行業	19.4 (1.8) 〔-〕	人 1 (-)	-	-	預金取引関係	-	-	※
確定拠出年金 サービス株式会社	東京都港区	百万円 2,000	資産形成相談業務	17 (-) 〔9〕	1 (-)	-	-	預金取引関係	-	-	※
総合債権回収 株式会社	東京都中央区	百万円 500	債権管理回収業	45 (-) 〔-〕	2 (-)	-	-	預金取引関係	-	-	-
A321 Partners, B.V.	オランダ王国 ロッテルダム市	おグギグ 40,000	商業金融業	- 〔100〕	-	-	-	-	-	-	-
GATX 737-800 Partners, B.V.	オランダ王国 ロッテルダム市	おグギグ 40,000	商業金融業	- 〔100〕	-	-	-	-	-	-	-
Blue Dragon Aircraft Limited	アメリカ合衆国 カリフォルニア州サンフランシスコ市	米ドル 310,062	商業金融業	33.3 (33.3) 〔-〕	-	-	-	-	-	-	-
SAFA Servizi Finanziari S.p.A.	イタリア共和国 ミラノ市	千伊ウリラ 260,000	商業金融業	50 (50) 〔-〕	-	-	-	-	-	-	-
Jet Leasing LDC	アメリカ合衆国 カリフォルニア州サンフランシスコ市	米ドル 18	商業金融業	50 (50) 〔-〕	-	-	-	-	-	-	-
GATX 757 Partners, LDC	アメリカ合衆国 カリフォルニア州サンフランシスコ市	米ドル 18	商業金融業	- 〔94〕	-	-	-	-	-	-	-
Maddlee, Inc.	アメリカ合衆国 イリノイ州シカゴ市	米ドル 100	商業金融業	- 〔100〕	-	-	-	-	-	-	-
Royal Plaza (Buena Vista), Ltd.	アメリカ合衆国 イリノイ州シカゴ市	米ドル -	商業金融業	- 〔100〕	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社はありません。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社千葉興業銀行であります。なお、株式会社みずほホールディングスにおいても平成12年11月2日に有価証券届出書を提出しています。
3. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
4. 「議決権の所有（又は被所有）割合」欄の（ ）内は子会社による間接所有の割合（内書き）、〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の（ ）内は、当行の役員（内書き）であります。
6. 「摘要」欄の「※」は、財務諸表等規則第8条第4項第2号及び第3号に該当する子会社及び財務諸表等規則第8条第6項第2号及び第3号に該当する関連会社であります。

4. 従業員 の 状 況

(1) 連結会社における従業員数

平成 12 年 9 月 30 日現在

	コマーシャルバンク	グローバルバンク	安田信託銀行	アセットマネジ メントグループ	決済テクノロ ジーグループ	その他本部	合 計
従業員数	9,227	6,487	3,238	224	3,941	3,267	26,384 人

(注) 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員 2,348 人を含んでおりません。

(2) 当行の従業員数

平成 12 年 9 月 30 日現在

従業員数	12,782 人
------	----------

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、執行役員17人、嘱託及び臨時従業員709人を含んでおりません。
2. 当行の従業員組合は、富士銀行従業員組合と称し、組合員数は11,739人であります。
労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 事 業 の 状 況

1. 業 績 等 の 概 要

業 績

平成12年9月29日、当行は、株式会社第一勧業銀行および株式会社日本興業銀行とともに銀行持株会社「みずほホールディングス」を設立し、みずほフィナンシャルグループを正式に発足させました。

みずほフィナンシャルグループは、以下の5つの統合の基本理念のもとで、充実した営業基盤ならびに最先端の情報技術（IT）と金融技術（FT）に裏付けられた総合金融サービス力を最大限に活用し、「最先端の金融サービスで、新時代をリードする革新的フィナンシャルグループ」を目指してまいります。

①お客様・お取引先に最高水準の総合金融サービスを提供する。

②株主、市場から高く評価され、我が国を代表するトップバンクとして、広く社会から信頼される。

③社員にとって働き甲斐があり魅力に富んだ職場にする。

④事業分野、機能について、それぞれの特色・強みを最大限に発揮するとともに、徹底した合理化、効率化により統合の効果を最大限に追求する。

⑤各行の既往文化に拘らない新しい風土・企業文化を持った金融グループを創造する。

みずほフィナンシャルグループは、持株会社のもとで一体運営を行い、平成14年度春を目処として、顧客セグメント別・機能別の法的分社経営を行います。平成12年9月29日から平成14年度春までを「フェーズ1」とし、平成14年度春以降を「フェーズ2」として運営してまいります。

フェーズ1では、顧客セグメント別・機能別に横断的なビジネスユニット制を採用し、グループの一体運営を行ってまいります。

また、平成14年春からのフェーズ2では、会社分割法制および関連税制を活用のうえ傘下3行およびみずほ証券、みずほ信託銀行を統合・再編し、持株会社の下で新たに、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ証券、みずほ信託銀行による顧客セグメント別・機能別の法的分社経営を行う予定としております。

さて、平成12年度上期中の経済金融情勢を顧みますと、拡大を続けてきた米国景気にやや減速感が出始めたものの、わが国経済は、リストラの進展やアジア経済の持ち直しによる輸出の伸びに支えられ企業業績が改善傾向にあること、IT投資の拡大により設備投資が拡大したこと等から緩やかな拡大基調を続けました。日銀は平成12年8月に政策金利を引き上げ、いわゆる「ゼロ金利政策」は解除されました。

このような環境下、当中間連結会計期間の業績は次のとおりとなりました。

預金は、前年度に比べ9,194億円増加し、中間期末残高は30兆9,090億円となりました。これは主に当行単体において定期性預金が順調に増加したことによるものであります。また、譲渡性預金の中間期末残高は5兆7,281億円となりました。

貸出金は、前年度に比べ4,101億円減少し、35兆9,614億円となりました。これは大企業を中心とした財務リストラの進展等もあり、資金需要が低迷していることによるものです。

損益につきましては、当中間連結会計期間の経常収益は1兆6,726億円、経常利益は1,964億円、中間純利益は624億円となりました。この内訳を見ても、資金運用収支は2,907億円で前年同期比ほぼ同水準となりました。うち、当行単体の運用収支が2,331億円であり、連結の大部分を当行単体が占めています。信託報酬は139億円となりましたが、その大半を安田信託銀行が占めております。役務取引等利益は822億円で前年同期比ほぼ同水準となりました。特定取引利益は222億円で前年同期比218億円の増益となりました。その他業務収益は134億円で前年同期比568億円の減益となりました。これは当行単体の債券関係損益が前年同期比減益になったことによるものです。

営業経費は2,577億円となり前年同期比245億円減少しております。これは当行単体をはじめとする経費削減努力によるものであります。

与信関係費用につきましては当行単体に加えて子会社においても引き続き盤石な財務体質を構築する観点から厳格な償却・引当等を行った結果、与信関係費用1,728億円を計上しました。前年同期比では127億円の増加となっています。

株式関係損益は2,909億円となり前年同期比1,937億円増加しました。これは当行単体の株式関係損益が1,328億円で前年同期比619億円増加したこと等によるものです。

以上の結果、経常利益は1,964億円となりました。

特別損益は△346億円となりました。これは当行単体の特別損益が△243億円で前年同期比261億円減少していること等によるものです。

法人税、住民税及び事業税は102億円、法人税等調整額は689億円となりました。さらに、少数株主利益が201億円となり、中間純利益は624億円となりました。

所在地別セグメントは日本、米州、アジア・オセアニア、欧州に区分して算出しております。各セグメントの業績は次のとおりとなりました。

1. 日本

経常利益は1,473億円となりました。

2. 日本以外

経常利益は米州では422億円、アジア・オセアニアでは101億円、欧州では△0億円となりました。

なお、連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結自己資本比率（国際統一基準）は11.24%となり引き続き高い水準を維持しております。

キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは貸出金、預金等の貸借対照表項目の増減により前中間連結会計期間に比べ3,279億円減少し4,284億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得、売却、償還に係る収支等により前中間連結会計期間に比べ6,447億円増加し1,375億円となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは配当金支払等により前中間連結会計期間に比べ1,355億円減少し△1,172億円となっております。以上により、現金及び現金同等物は前年度対比4,513億円増加し、1兆6,249億円となっております。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は2,907億円、役務取引等収支は822億円、特定取引収支は222億円、その他業務収支は134億円となっております。

(金額単位 百万円)

種 別		期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計
資 金 運 用 収 益	資 金 運 用 収 益	前中間連結会計期間	495,610	473,967	57,638	911,938
		当中間連結会計期間	543,681	601,387	147,650	997,418
	資 金 調 達 費 用	前中間連結会計期間	301,102	356,846	36,283	621,665
		当中間連結会計期間	327,955	514,234	135,518	706,672
	資 金 運 用 収 支	前中間連結会計期間	194,507	117,121	21,355	290,273
		当中間連結会計期間	215,726	87,152	12,132	290,746
役 務 取 引 等 収 益	役 務 取 引 等 収 益	前中間連結会計期間	105,900	21,172	22,100	104,971
		当中間連結会計期間	114,533	21,452	28,623	107,362
	役 務 取 引 等 費 用	前中間連結会計期間	41,404	4,153	22,865	22,692
		当中間連結会計期間	29,316	6,625	10,781	25,160
	役 務 取 引 等 収 支	前中間連結会計期間	64,495	17,018	△764	82,278
		当中間連結会計期間	85,217	14,827	17,842	82,202
特 定 取 引 収 益	特 定 取 引 収 益	前中間連結会計期間	2,198	7,573	3,562	6,209
		当中間連結会計期間	13,576	14,064	5,426	22,214
	特 定 取 引 費 用	前中間連結会計期間	1,852	7,579	3,562	5,869
		当中間連結会計期間	5,426	—	5,426	—
	特 定 取 引 収 支	前中間連結会計期間	346	△5	—	340
		当中間連結会計期間	8,149	14,064	—	22,214
そ の 他 業 務 収 益	そ の 他 業 務 収 益	前中間連結会計期間	220,685	37,376	4,098	253,963
		当中間連結会計期間	174,257	2,134	3,370	173,021
	そ の 他 業 務 費 用	前中間連結会計期間	175,049	8,819	181	183,687
		当中間連結会計期間	156,682	4,776	1,863	159,594
	そ の 他 業 務 収 支	前中間連結会計期間	45,635	28,556	3,916	70,276
		当中間連結会計期間	17,575	△2,641	1,507	13,426

- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。
2. 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。
3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合額を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間における資金運用勘定の利回りは、4.24%となりました。このうち国内は2.63%、海外は13.58%となっております。

一方、資金調達勘定の利回りは、3.06%となりました。このうち国内は1.61%、海外は13.46%となっております。

① 国内

(金額単位 百万円)

種 別	期 別	平 均 残 高	利 息	利 回 り	
資 金 運 用 勘 定	前中間連結会計期間	38,415,600	495,610	2.57%	
	当中間連結会計期間	41,092,465	543,681	2.63	
	うち貸 出 金	前中間連結会計期間	29,206,215	308,203	2.10
		当中間連結会計期間	30,510,617	310,910	2.03
	うち有 価 証 券	前中間連結会計期間	7,226,187	66,975	1.84
		当中間連結会計期間	8,571,719	64,895	1.51
	うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	728,887	868	0.23
		当中間連結会計期間	507,684	949	0.37
	うち預 け 金	前中間連結会計期間	824,862	8,777	2.12
		当中間連結会計期間	1,022,813	17,833	3.47
資 金 調 達 勘 定	前中間連結会計期間	40,232,268	301,102	1.49	
	当中間連結会計期間	40,520,093	327,955	1.61	
	うち預 金	前中間連結会計期間	28,616,180	96,491	0.67
		当中間連結会計期間	29,514,453	103,085	0.69
	うち譲 渡 性 預 金	前中間連結会計期間	3,470,896	2,894	0.16
		当中間連結会計期間	3,342,413	3,043	0.18
	うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	2,943,931	5,200	0.35
		当中間連結会計期間	3,159,118	3,227	0.20
	うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	357,379	709	0.39
		当中間連結会計期間	259,477	339	0.26
	うち借 用 金	前中間連結会計期間	2,478,440	39,933	3.21
		当中間連結会計期間	2,225,410	34,311	3.07

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、銀行業以外の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除しております。

② 海外

(金額単位 百万円)

種 別	期 別	平 均 残 高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	前中間連結会計期間	9,562,750	473,967	9.88%
	当中間連結会計期間	8,832,653	601,387	13.58
	うち貸 出 金	前中間連結会計期間	7,377,591	4.75
		当中間連結会計期間	6,478,906	6.80
	うち有 価 証 券	前中間連結会計期間	449,268	4.83
		当中間連結会計期間	508,154	5.94
	うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	1,016,438	16.18
		当中間連結会計期間	990,051	19.66
	うち預 け 金	前中間連結会計期間	594,750	3.79
		当中間連結会計期間	736,105	5.49
資 金 調 達 勘 定	前中間連結会計期間	6,686,165	356,846	10.64
	当中間連結会計期間	7,615,981	514,234	13.46
	うち預 金	前中間連結会計期間	1,949,874	3.23
		当中間連結会計期間	2,614,562	4.95
	うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	97,728	5.52
		当中間連結会計期間	112,462	6.47
	うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,298,482	13.18
		当中間連結会計期間	1,129,447	18.00
	うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	387,414	5.02
		当中間連結会計期間	421,896	6.09
	うち借 用 金	前中間連結会計期間	1,995,546	2.11
		当中間連結会計期間	1,693,842	2.92

- (注) 1. 海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除しております。

③ 合 計

(金額単位 百万円)

種 類	期 別	平 均 残 高			利 息			利回り
		小 計	相殺消去額(△)	合 計	小 計	相殺消去額(△)	合 計	
資 金 運 用 勘 定	前中間連結会計期間	47,978,350	3,107,010	44,871,340	969,577	57,638	911,938	4.05%
	当中間連結会計期間	49,925,119	3,049,012	46,876,106	1,145,069	147,650	997,418	4.24
うち 貸 出 金	前中間連結会計期間	36,583,806	1,666,373	34,917,432	483,919	37,496	446,422	2.55
	当中間連結会計期間	36,989,523	1,657,994	35,331,529	532,009	34,179	497,829	2.81
うち 有 価 証 券	前中間連結会計期間	7,675,455	879,726	6,795,729	77,875	14,204	63,670	1.86
	当中間連結会計期間	9,079,874	974,772	8,105,101	80,049	10,972	69,076	1.69
うち コールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	1,745,326	41,390	1,703,936	83,341	633	82,707	9.68
	当中間連結会計期間	1,497,735	12,835	1,484,900	98,574	409	98,165	13.18
うち 預 け 金	前中間連結会計期間	1,419,612	484,880	934,732	20,097	3,283	16,814	3.58
	当中間連結会計期間	1,758,919	402,367	1,356,551	38,127	5,960	32,166	4.72
資 金 調 達 勘 定	前中間連結会計期間	46,918,433	2,401,178	44,517,255	657,949	36,283	621,665	2.78
	当中間連結会計期間	48,136,075	2,101,157	46,034,918	842,190	135,518	706,672	3.06
うち 預 金	前中間連結会計期間	30,566,055	616,741	29,949,314	128,159	4,638	123,520	0.82
	当中間連結会計期間	32,129,015	351,976	31,777,039	167,973	6,586	161,386	1.01
うち 譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,568,624	33,500	3,535,124	5,601	2	5,599	0.31
	当中間連結会計期間	3,454,876	59,450	3,395,426	6,697	24	6,672	0.39
うち コールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	4,242,414	34,856	4,207,558	91,034	202	90,832	4.30
	当中間連結会計期間	4,288,566	11,107	4,277,458	105,206	62	105,143	4.90
うち コマーシャル ・ペーパー	前中間連結会計期間	744,794	—	744,794	10,468	23	10,445	2.79
	当中間連結会計期間	681,374	21,000	660,374	13,221	69	13,152	3.97
うち 借 用 金	前中間連結会計期間	4,473,987	1,618,384	2,855,603	61,114	30,776	30,338	2.11
	当中間連結会計期間	3,919,252	1,647,318	2,271,934	59,154	31,034	28,119	2.46

(注)「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は1,073億円、役務取引等費用は251億円となっております。

(金額単位 百万円)

種 別	期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計	
役 務 取 引 等 収 益	前中間連結会計期間	105,900	21,172	22,100	104,971	
	当中間連結会計期間	114,533	21,452	28,623	107,362	
	うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	4,787	15,591	365	20,013
		当中間連結会計期間	7,058	15,955	1,015	21,998
	うち為 替 業 務	前中間連結会計期間	23,108	647	47	23,709
		当中間連結会計期間	24,478	678	71	25,085
	うち証券関連業務	前中間連結会計期間	6,269	2,301	1,351	7,219
		当中間連結会計期間	5,932	1,453	1,984	5,401
	うち代 理 業 務	前中間連結会計期間	6,383	153	115	6,421
		当中間連結会計期間	6,981	0	2	6,979
	うち保 護 預 り ・ 貸 金 庫 業 務	前中間連結会計期間	2,907	0	53	2,854
		当中間連結会計期間	3,032	76	0	3,108
	うち保 証 業 務	前中間連結会計期間	4,939	1,649	693	5,895
		当中間連結会計期間	3,288	1,923	56	5,156
	うち信託関連業務	前中間連結会計期間	12,457	—	166	12,290
		当中間連結会計期間	8,283	21	95	8,209
役 務 取 引 等 費 用	前中間連結会計期間	41,404	4,153	22,865	22,692	
	当中間連結会計期間	29,316	6,625	10,781	25,160	
	うち為 替 業 務	前中間連結会計期間	6,212	33	61	6,184
		当中間連結会計期間	6,575	35	373	6,237

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間における特定取引収益は 222 億円となっております。

(金額単位 百万円)

種 別	期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計	
特 定 取 引 収 益	前中間連結会計期間	2,198	7,573	3,562	6,209	
	当中間連結会計期間	13,576	14,064	5,426	22,214	
	うち 商 品 有 価 証 券 収 益	前中間連結会計期間	—	7,573	1,546	6,027
		当中間連結会計期間	—	9,229	5,408	3,820
	うち 特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
		当中間連結会計期間	3,275	173	—	3,449
	うち 特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	前中間連結会計期間	2,016	—	2,016	—
		当中間連結会計期間	10,301	4,610	—	14,911
	うち そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	前中間連結会計期間	182	—	—	182
		当中間連結会計期間	—	51	17	33
特 定 取 引 費 用	前中間連結会計期間	1,852	7,579	3,562	5,869	
	当中間連結会計期間	5,426	—	5,426	—	
	うち 商 品 有 価 証 券 費 用	前中間連結会計期間	1,546	—	1,546	—
		当中間連結会計期間	5,408	—	5,408	—
	うち 特 定 取 引 有 価 証 券 費 用	前中間連結会計期間	305	2,643	—	2,949
		当中間連結会計期間	—	—	—	—
	うち 特 定 金 融 派 生 商 品 費 用	前中間連結会計期間	—	4,935	2,016	2,919
		当中間連結会計期間	—	—	—	—
	うち そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
		当中間連結会計期間	17	—	17	—

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 内訳科目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、国内・海外・合計ごとの純額を計上しております。

② 特定取引資産・負債の内訳（末残）

当中間連結会計期間末における特定取引資産は2兆284億円、特定取引負債は1兆1,854億円となっております。

（金額単位 百万円）

種 類	期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計	
特 定 取 引 資 産	前中間連結会計期間	1,790,224	1,510,098	51,598	3,248,724	
	当中間連結会計期間	1,539,676	787,330	298,585	2,028,421	
	うち商品有価証券	前中間連結会計期間	745,876	868,767	—	1,614,644
		当中間連結会計期間	446,393	564,694	123	1,010,964
	うち商品有価証券 派 生 商 品	前中間連結会計期間	5,292	—	—	5,292
		当中間連結会計期間	388	115	—	504
	うち特定取引有価証券	前中間連結会計期間	—	104,143	—	104,143
		当中間連結会計期間	41,335	—	—	41,335
	うち特定取引有価証券 派 生 商 品	前中間連結会計期間	8	—	—	8
		当中間連結会計期間	58	—	—	58
	うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	717,605	430,024	51,598	1,096,032
		当中間連結会計期間	684,458	107,556	298,461	493,552
	うちそ の 他 の 特 定 取 引 資 産	前中間連結会計期間	321,440	107,161	—	428,602
		当中間連結会計期間	367,041	114,963	—	482,005
特 定 取 引 負 債	前中間連結会計期間	1,417,371	1,099,084	51,769	2,464,686	
	当中間連結会計期間	709,468	774,430	298,461	1,185,436	
	うち売付商品債券	前中間連結会計期間	734,693	650,311	—	1,385,004
		当中間連結会計期間	42,394	497,829	—	540,223
	うち商品有価証券 派 生 商 品	前中間連結会計期間	1,065	—	—	1,065
		当中間連結会計期間	51	21	—	73
	うち特定取引売付債券	前中間連結会計期間	—	5,971	—	5,971
		当中間連結会計期間	5,422	—	—	5,422
	うち特定取引有価証券 派 生 商 品	前中間連結会計期間	47	—	—	47
		当中間連結会計期間	19	21	—	41
	うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	681,564	442,801	51,769	1,072,596
		当中間連結会計期間	661,580	276,557	298,461	639,675
	うちそ の 他 の 特 定 取 引 負 債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
		当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

（金額単位 百万円）

種 類		期 別	国 内	海 外	相殺消去額(△)	合 計
預 金	流 動 性 預 金	前中間連結会計期間	10,329,976	93,653	121,602	10,302,028
		当中間連結会計期間	10,935,236	119,210	76,002	10,978,444
	定 期 性 預 金	前中間連結会計期間	16,443,885	1,504,143	443,810	17,504,219
		当中間連結会計期間	14,925,448	2,249,984	276,944	16,898,488
	そ の 他	前中間連結会計期間	2,428,792	489,471	3,429	2,914,834
		当中間連結会計期間	2,733,683	300,058	1,577	3,032,165
	合 計	前中間連結会計期間	29,202,654	2,087,269	568,841	30,721,081
		当中間連結会計期間	28,594,367	2,669,253	354,523	30,909,098
譲 渡 性 預 金		前中間連結会計期間	2,789,888	118,569	5,000	2,903,458
		当中間連結会計期間	5,630,390	181,423	83,700	5,728,113
総 合 計		前中間連結会計期間	31,992,543	2,205,839	573,841	33,624,540
		当中間連結会計期間	34,224,757	2,850,677	438,223	36,637,211

- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。
3. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
4. 定期性預金とは、定期預金であります。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況 (残高・構成比)

(金額単位 百万円)

業 種 別	平成11年9月30日		平成12年9月30日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国 内 (除く特別国際金融取引勘定分)	29,332,874	100.00 %	30,484,369	100.00 %
製 造 業	4,094,615	13.96	4,029,369	13.22
農 業	47,636	0.16	44,384	0.14
林 業	2,648	0.01	2,677	0.01
漁 業	19,339	0.07	21,257	0.07
鉱 業	35,205	0.12	30,633	0.10
建 設 業	1,247,589	4.25	1,187,760	3.90
電気・ガス・熱供給・水道業	228,641	0.78	183,187	0.60
運 輸 ・ 通 信 業	994,462	3.39	1,393,628	4.57
卸売・小売業、飲食店	4,214,107	14.37	4,132,776	13.56
金 融 ・ 保 険 業	3,547,496	12.09	3,876,842	12.72
不 動 産 業	3,071,088	10.47	3,239,925	10.63
サ ー ビ ス 業	5,139,004	17.52	5,207,871	17.08
地 方 公 共 団 体	179,108	0.61	294,027	0.96
そ の 他	6,511,931	22.20	6,840,028	22.44
海外及び特別国際金融取引勘定分	6,301,644	100.00 %	5,477,067	100.00 %
政 府 等	144,583	2.29	155,408	2.84
金 融 機 関	705,601	11.20	128,524	2.35
そ の 他	5,451,459	86.51	5,193,135	94.81
合 計	35,634,518		35,961,436	

(注)「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

（金額単位 百万円）

期 別	国 別	外国政府等向け債権残高
平成 11 年 9 月 30 日	インドネシア	167,896
	アルジェリア	4,940
	その他（6ヶ国）	8,772
	合 計	181,608
	（資産の総額に対する割合）	（ 0.31 %）
平成 12 年 9 月 30 日	インドネシア	92,260
	アルジェリア	3,755
	その他（5ヶ国）	511
	合 計	96,528
	（資産の総額に対する割合）	（ 0.16 %）

（注）「外国政府等向け債権残高」については、平成 12 年 3 月期に以下の通り、基準の見直しを行っております。

1. 平成 11 年 9 月期までの基準

- ① 富士銀行本体が規定する特定海外債権引当勘定対象国の外国政府等ならびに民間部門向け貸出残高を掲げております。
- ② 残高は借主所在国をベースに計上を行っており、預金担保・保証等やトランスファーリスクが回避されている貸出についての補正は行っておりません。

2. 平成 12 年 3 月期以降の基準

- ① 各連結対象会社が「金融検査マニュアル」の基準に従い、決算時に引当を行なっている「特定海外債権引当勘定（以下「特海債」）」繰入額算出にあたり、対象債権としている債権残高（対象国別）を掲げております。
（但し、海外現地法人で本邦会計制度としての特海債引当を実施していない場合は、富士銀行本体の特海債引当要領に従い算出された債権額を対象債権残高としております。）
- ② 対象債権には貸出金の他、預け金、支払承諾見返、仮払金等の貸出金に準ずる債権を含んでおります。但し、トランスファーリスクが回避されている部分は対象債権より控除しております。

3. 従いまして上記、平成 11 年 9 月期と平成 12 年 9 月期の残高は、対象債権の範囲（取引科目）、トランスファーリスクの取扱等において異なる基準に基づいており、単純に比較することはできません。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

（金額単位 百万円）

種 類		期 別	国 内	海 外	合 計
有 価 証 券	国 債	前中間連結会計期間	1,470,577	—	1,470,577
		当中間連結会計期間	4,529,035	—	4,529,035
	地 方 債	前中間連結会計期間	225,290	—	225,290
		当中間連結会計期間	184,639	—	184,639
	社 債	前中間連結会計期間	545,080	15,520	560,600
		当中間連結会計期間	472,892	5,031	477,923
	株 式	前中間連結会計期間	3,529,329	60	3,529,389
		当中間連結会計期間	3,319,783	—	3,319,783
	関 係 会 社 株 式	前中間連結会計期間	94,939	26,337	121,277
		当中間連結会計期間	75,264	21,485	96,749
	そ の 他 の 証 券	前中間連結会計期間	841,312	442,374	1,283,687
		当中間連結会計期間	785,645	478,491	1,264,137
	合 計	前中間連結会計期間	6,706,531	484,292	7,190,823
		当中間連結会計期間	9,367,260	505,007	9,872,267

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 貸付有価証券は、有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

(参 考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

(金額単位 百万円)

	平成 11 年中間期 (A)	平成 12 年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
業 務 粗 利 益	306,644	291,385	△15,258
経 費 (除 く 臨 時 処 理 分)	△171,757	△168,808	2,948
人 件 費	△68,996	△66,610	2,386
物 件 費	△92,921	△92,858	63
税 金	△9,839	△9,340	499
業 務 純 益 (一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入 前)	134,886	122,577	△12,309
一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,443	1,048	△2,394
業 務 純 益	138,330	123,625	△14,704
う ち 国 債 等 債 券 損 益	13,874	643	△13,231
臨 時 損 益	△59,634	128	59,763
株 式 関 係 損 益	70,927	132,844	61,917
不 良 債 権 処 理 損 失	△114,738	△87,553	27,184
貸 出 金 償 却	△49,456	△42,305	7,150
個 別 貸 倒 引 当 金 純 繰 入 額	△27,055	△17,110	9,944
共 同 債 権 買 取 機 構 売 却 損	△10,801	△6,638	4,163
債 権 売 却 損 失 引 当 金 繰 入 額	△9,189	△12,615	△3,425
取 引 先 支 援 損	—	—	—
特 定 債 務 者 支 援 引 当 金 繰 入 額	△17,900	△6,100	11,800
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定 繰 入 額	2,544	650	△1,894
そ の 他 の 債 権 売 却 損 等	△2,879	△3,433	△554
そ の 他	△15,823	△45,162	△29,338
経 常 利 益	78,695	123,754	45,058
特 別 損 益	1,852	△24,344	△26,197
う ち 動 産 不 動 産 処 分 損 益	△2,193	△2,931	△737
う ち 退 職 給 付 関 連 損 益	—	△28,532	△28,532
税 引 前 中 間 利 益	80,548	99,409	18,861
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△121	△143	△21
法 人 税 等 調 整 額	△34,385	△44,455	△10,070
中 間 利 益	46,040	54,810	8,769

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び役職員に対する退職金支払額(経費の臨時処理分)等を加えたものであります。
5. 国債等債券損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却－投資損失引当金繰入額(債券対応分)＋金融派生商品損益(債券関連)
6. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額(株式対応分)＋金融派生商品損益(株式関連)

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

（単位：%）

	平成 11 年中間期 (A)	平成 12 年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.95	1.98	0.02
(i) 貸出金利回 ②	1.97	1.87	△0.10
(ii) 有価証券利回	1.31	1.16	△0.15
(2) 資金調達原価(含む経費) ③	1.57	1.55	△0.01
(i) 預金等原価(含む経費) ④	1.31	1.22	△0.09
預金等利回 ⑤	0.25	0.19	△0.06
(ii) 外部負債利回	1.00	0.80	△0.19
(3) 総資金利鞘 ①-③	0.38	0.42	0.04
(4) 預貸金利鞘 ②-④	0.65	0.64	△0.01
預貸金利回差 ②-⑤	1.71	1.67	△0.03

(注) 1. 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。

2. 預金等には譲渡性預金を含んでおります。

3. 「外部負債」＝コールマネー＋充渡手形＋借入金

3. 自己資本利益率（単体）

（単位：%）

	平成 11 年中間期 (A)	平成 12 年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）ベース	18.81	16.04	△2.77
業務純益ベース	19.31	16.19	△3.12
中間利益ベース	5.99	6.83	0.84

(注) 自己資本利益率＝ $\frac{(\text{中間利益等} - \text{優先株式配当金総額}) \div 183 \times 365}{\{(\text{期首株主資本} - \text{期首発行済優先株式数} \times \text{発行価額}) + (\text{期末株主資本} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2} \times 100$

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

（金額単位 百万円）

	平成 11 年中間期 (A)	平成 12 年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
預金(未残)	27,810,814	28,049,974	239,160
預金(平残)	27,138,443	28,880,456	1,742,012
貸出金(未残)	30,251,620	30,439,095	187,475
貸出金(平残)	29,470,210	29,746,608	276,397

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

（金額単位 百万円）

	平成 11 年中間期 (A)	平成 12 年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
個人	11,443,777	11,799,131	355,353
一般法人	10,785,581	10,127,722	△657,859
金融機関・政府公金	3,236,225	2,772,340	△463,885
合計	25,465,585	24,699,194	△766,391

(注) 海外店及び特別国際金融取引勘定分を含まない本支店間未達勘定整理前の計数であります。

(3) 消費者ローン残高

(金額単位 百万円)

	平成 11 年中間期 (A)	平成 12 年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
消費者ローン残高	5,874,112	6,225,455	351,343
住宅ローン残高	5,442,658	5,762,563	319,905
うち居住者用住宅ローン残高	3,825,548	4,287,522	461,974
その他ローン残高	431,454	462,892	31,438

(4) 中小企業等貸出金

(金額単位 百万円、%)

	平成 11 年中間期 (A)	平成 12 年中間期 (B)	増 減 (B) - (A)
中小企業等貸出金比率	66.4	71.2	4.8
中小企業等貸出金残高	17,113,288	19,086,418	1,973,130

- (注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
 2. 中小企業等とは、資本金 3 億円（ただし、卸売業は 1 億円、小売業、サービス業は 5 千万円）以下の会社又は常用する従業員が 300 人（ただし、卸売業は 100 人、小売業は 50 人、サービス業は 100 人）以下の会社及び個人であります。
 なお、平成 11 年 12 月 3 日に「中小企業基本法等の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 146 号）」が公布・施行され、「中小企業」の範囲が拡大されたことに伴い、平成 12 年中間期の金額等は改正後の中小企業の範囲により記載しております。

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55条。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。
 なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(金額単位 百万円)

項 目		平成 11 年 9 月 30 日	平成 12 年 9 月 30 日
基本的項目	資 本 金	1,036,319	1,039,544
	うち非累積的永久優先株	478,616	478,616
	新 株 式 払 込 金	—	—
	資 本 準 備 金	928,779	929,907
	連 結 剰 余 金	121,059	154,268
	連 結 子 会 社 の 少 数 株 主 持 分	407,763	388,575
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	191,101	166,484
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為 替 換 算 調 整 勘 定	—	△103,817
	営 業 権 相 当 額 (△)	—	—
	連 結 調 整 勘 定 相 当 額 (△)	61,378	67,761
補完的項目	計 (A)	2,432,542	2,340,717
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	166,484
	有価証券含み益の45%相当額	—	—
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%	—	—
	再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	99,813	98,982
	一 般 貸 倒 引 当 金	264,894	318,264
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	1,825,028	2,030,733
	うち永久劣後債務等(注2)	—	1,018,399
準補完的項目	うち期限付劣後債務および期限付優先株(注3)	—	1,012,333
	計	2,189,736	2,447,979
	うち自己資本への算入額(B)	2,189,736	2,340,717
控除項目	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額(C)	—	—
自己資本	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額(D)	16,908	39,006
(A) + (B) + (C) - (D) (E)		4,605,370	4,642,428
リスク・アセット等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	37,774,695	37,889,888
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	4,701,949	3,046,530
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (F)	42,476,645	40,936,419
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	302,974	339,277
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	24,237	27,142
	計 ((F)+(G)) (I)	42,779,619	41,275,696
連結自己資本比率(国際統一基準) = $\frac{E}{I} \times 100$		10.76%	11.24%

- (注) 1. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- また、当該欄には、海外連結子会社の発行する累積型永久優先株も含まれております。
3. 告示第5条第1項第5号および第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

（金額単位 百万円）

項 目		平成 11 年 9 月 30 日	平成 12 年 9 月 30 日
基本的項目	資 本 金	1,038,394	1,039,544
	うち非累積的永久優先株	478,616	478,616
	新 株 式 払 込 金	—	—
	資 本 準 備 金	928,779	929,907
	利 益 準 備 金	102,213	112,946
	任 意 積 立 金	71,921	110,926
	中 間 未 処 分 利 益	69,762	78,364
	そ の 他	191,101	166,484
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	営 業 権 相 当 額 （△）	—	—
	計 (A)	2,402,173	2,438,174
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	166,484
	有 価 証 券 含 み 益 の 4 5 % 相 当 額	—	—
	その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%	—	—
	再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	99,813	98,982
	一 般 貸 倒 引 当 金	179,354	175,900
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	1,454,088	1,678,449
	うち永 久 劣 後 債 務 （注2）	—	773,059
	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注3）	—	905,390
準補完的項目	計	1,733,256	1,953,331
	う ち 自 己 資 本 へ の 算 入 額 (B)	1,733,256	1,953,331
	短 期 劣 後 債 務	—	—
控除項目	う ち 自 己 資 本 へ の 算 入 額 (C)	—	—
	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額 (D)	310,998	335,998
自己資本	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	3,824,430	4,055,506
リスク・アセット等	資 産 （ オ ン ・ バ ラ ン ス ） 項 目	30,419,731	29,562,739
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目	2,880,652	2,794,965
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 (F)	33,300,384	32,357,704
	マーケット・リスク相当額に係る額 (H) / 8 % (G)	173,104	211,160
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	13,848	16,892
	計 ((F) + (G)) (I)	33,473,488	32,568,864
単体自己資本比率（国際統一基準） = $\frac{E}{I} \times 100$		11.42 %	12.45 %

- (注) 1. 告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第15条第1項第5号および第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

(※) 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Fuji JGB Investment L.L.C.
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし
任意償還	平成 20 年 6 月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初 10 年間は固定配当 (ただし、平成 20 年 6 月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるときに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	6 月及び 12 月の最終営業日
発行総額	16 億米ドル（ただし、「基本的項目」への算入額は発行時の費用等を差引後）
払込日	平成 10 年 3 月 16 日
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止される（停止された配当は累積しない）。 ①連結自己資本比率または Tier1 比率が最低水準を下回った場合（当行が配当を行った場合を除き、配当停止は当行の裁量） ②当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的会社更生計画の認可がなされた場合 ③当行優先株式（注）への配当が停止された場合 ④当行普通株式への配当が停止され、且つ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合
配当可能利益制限	定めなし
配当制限	定めなし
残余財産請求権	当行優先株式（注）と同順位

（注） 当行優先株式とは、自己資本比率規制上の基本的項目（Tier1）と認められ、当行の優先株式の中で配当に関して最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定、及び使用貸借又は貸借契約による貸付有価証券について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

(金額単位 億円)

債 権 の 区 分	平成11年9月30日	平成12年9月30日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,410	2,644
危 険 債 権	6,637	5,553
要 管 理 債 権	3,985	4,085
正 常 債 権	323,417	325,046

(注) 同法律に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2. 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3. 対処すべき課題

経済のグローバル化、金融ビッグバンの本格的進展、金融技術・情報通信技術の著しい発展などにより、我が国の金融機関経営は新たな時代に入ろうとしています。このなかで、国際的にも一流プレーヤーとしての地位を確保するためには、金融ニーズに高い次元での確、迅速に応える「顧客対応力」と、強固な財務体質に支えられた「信用力」の二つの要素を兼ね備える必要があります。

その実現のために、みずほフィナンシャルグループでは、昨年8月20日の三行統合発表以来、みずほフィナンシャルグループとしての経営健全化計画の提出、持株会社認可取得等、関係当局のご承認を得る手続きを進める一方で、事業戦略面の施策も着実に推進しております。お客さまへ最高のサービス提供を追求すべく「CS（お客さま満足度）向上」、事業戦略を支えるインフラ整備や戦略事業に対するシステムサポートを推進する「IT戦略」、充実した海外ネットワークを活かし、最も信頼されるグローバルパートナーとして、アレンジャー業務、M&A等のアドバイザリー業務、CMS等の多彩なサービスを国内外の企業に提供する「グローバル戦略」、お客さまのニーズに即応できる利便性の高いチャネルネットワークの構築・拡充を図る「チャネル戦略」、時代の変化を先取りした最高水準のサービス提供を可能とする新たなビジネスモデル創造への取り組みを図る「e-ビジネス」、債権流動化業務、ローンシンジケーション業務を積極展開し、ストック型からフロー型ビジネスモデルへの展開を図ることにより、資産効率の向上に取り組むべく「資産流動化・シンジケーション業務」を当面の重点課題として推進してまいります。

また、平成12年10月1日にみずほ証券株式会社（第一勧業証券株式会社、富士証券株式会社、興銀証券株式会社の合併）、みずほ信託銀行株式会社（第一勧業富士信託銀行と興銀信託銀行の合併）を設立したほか、既に発足済みのみずほベンチャーファンド、確定拠出年金サービス株式会社等、戦略プロジェクトを積極的に展開してまいります。

みずほフィナンシャルグループは、経営効率の向上と事業分野、機能面における特色・強みの結合を実現することにより、わが国を代表する総合金融グループとして日本の金融業界・経済社会の発展に寄与するとともに、世界の一流金融機関としてグローバルトップ5を目指してまいります。また、金融サービスの提供にあたっては、お客さま・お取引先との「心のふれあい」を大切に、常にお客さま本位の経営姿勢を徹底してまいります。

4. 経営上の重要な契約等

株式会社みずほホールディングスとの間で、同社が、当行に対して行う経営管理に関して、平成12年9月29日付けで「グループ経営管理契約」を、また、「みずほブランド」の使用ならびに育成強化に関して、同日付けで「ブランドマネジメント契約」を締結しております。

5. 研究開発活動

該当ありません。

第 3 設 備 の 状 況

1. 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2. 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況

(1) 株式の総数等

種 類	会 社 が 発 行 す る 株 式 の 総 数	摘 要
普 通 株 式	10,000,000,000 株	
第 一 種 優 先 株 式	82,411,000	
第 二 種 優 先 株 式	500,000,000	
第 三 種 優 先 株 式	500,000,000	
第 四 種 優 先 株 式	500,000,000	
計	11,582,411,000	(注)

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は、115億8,241万1千株とし、このうち100億株は普通株式、8,241万1千株は第一種の優先株式、5億株は第二種の優先株式、5億株は第三種の優先株式、5億株は第四種の優先株式とする。但し、普通株式につき消却があった場合又は優先株式につき消却若しくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種 類	発 行 数		上場証券取引所名	摘 要
			中間会計期間末現在 (平成12年9月30日)	提 出 日 現 在 (平成12年12月25日)		
発 行 済 株 式	記名式額面株式 (券面額 50 円)	普通株式	3,443,892,343 株	3,443,892,343 株	——	議決権を有しております。 (注) 1、2
	記名式無額面株式	第一回第一種 優先株式	52,411,000	52,411,000	——	(注) 3、4、5、6、7
		第二回第四種 優先株式	150,000,000	150,000,000		
		第三回第三種 優先株式	125,000,000	125,000,000		
		第四回第三種 優先株式	125,000,000	125,000,000		
	計		3,896,303,343	3,896,303,343		

(注) 1. 当行は、平成12年5月29日にパリ証券取引所、平成12年9月21日にロンドン証券取引所、平成12年9月22日に東京証券取引所・大阪証券取引所・京都証券取引所・札幌証券取引所の上場を廃止しました。

2. 提出日現在の発行数には、平成12年12月1日から本報告書を提出する日までの第一回第一種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

3. 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年7円50銭の優先配当金を支払う。但し、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(ロ) 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき3円75銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき3,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000円の外残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

(イ) 転換請求期間

平成9年7月1日から平成14年1月31日までとする。但し、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初転換価額

当初転換価額は2,002円とする。

(ハ) 転換価額の修正

転換価額は、平成9年10月1日とその後平成13年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における時価が当該転換価額修正

日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初転換価額の65%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の毎日の終値の平均値とする。

(二) 転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{1}$$

但し、上記の算式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、当該額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

なお、上記転換価額の調整条項に基づき、平成11年1月20日以降、新転換価額は1,279.30円となっております。

(ホ) 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成14年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成14年2月1日をもって、3,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の毎日の終値の平均値とする。但し、当該時価が3,000円を当初の転換比率で除した額の35%に相当する金額又は普通株式の額面金額のいずれか高い金額を下回るときは、3,000円をそのいずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記「転換比率」とは、3,000円を転換価額で除した数とする。

(5) 議決権条項

法令に別段の定めがある場合を除く外、優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除く外、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

優先株主には新株の引受権又は転換社債若しくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

4. 第二回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年42円の優先配当金を支払う。但し、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(ロ) 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき21円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に先立ち、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円の外残余財産の分配は行わない。

(3) 強制償還

当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後はいつでも、優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

法令に別段の定めがある場合を除く外、優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除く外、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

優先株主には新株の引受権又は転換社債若しくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

5. 第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年11円の優先配当金を支払う。但し、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(ロ) 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき5円50銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に先立ち、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円の外残余財産の分配は行わない。

(3) 強制償還

当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は優先株式1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

(イ) 転換請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。但し、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。但し、当該価額が、420円を下回る場合は420円とする。この場合に使用する時価は、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の毎日の終値の平均値とする。

(ハ) 転換価額の修正

転換価額は平成19年10月1日とその後平成22年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の毎日の終値の平均値とする。

(ニ) 転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、上記の算式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

(ホ) 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

(5) 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、2,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の毎日の終値の平均値とする。但し、当該時価が2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額又は普通株式の額面金額のいずれか高い金額を下回るときは、2,000円をそのいずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記「転換比率」とは、2,000円を転換価額で除した数とする。

(6) 議決権事項

法令に別段の定めがある場合を除く外、優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除く外、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

優先株主には新株の引受権又は転換社債若しくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6. 第四回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

(イ) 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8円の優先配当金を支払う。但し、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(ロ) 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(ニ) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円の外残余財産の分配は行わない。

(3) 強制償還

当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は優先株式1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

(イ) 転換請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。但し、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成16年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。但し、当該価額が、540円を下回る場合は540円とする。この場合に使用する時価は、平成16年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の毎日の終値の平均値とする。

- (ハ) 転換価額の修正
 転換価額は平成17年10月1日とその後平成20年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の毎日の終値の平均値とする。
- (ニ) 転換価額の調整
 転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。
- $$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{1}$$
- 但し、上記の算式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。
- (ホ) 転換により発行すべき普通株式数
 優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。
- $$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$
- (5) 普通株式への一斉転換
 平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、2,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の毎日の終値の平均値とする。但し、当該時価が2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額又は普通株式の額面金額のいずれか高い金額を下回るときは、2,000円をそのいずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記「転換比率」とは、2,000円を転換価額で除した数とする。
- (6) 議決権条項
 法令に別段の定めがある場合を除く外、優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- (7) 新株引受権等
 法令に別段の定めがある場合を除く外、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
 優先株主には新株の引受権又は転換社債若しくは新株引受権付社債の引受権を与えない。
7. 提出日現在の発行数には、平成12年12月1日から本報告書を提出する日までの普通株式への転換により減少した株式数は含まれておりません。

(2) 発行済株式総数、資本金等の状況

年 月 日	発行済株式総数		資 本 金		資 本 準 備 金		摘 要
	増減数	残 高	増減額	残 高	増減額	残 高	
平成12年9月30日	千株 —	千株 3,896,303	千円 —	千円 1,039,544,008	千円 —	千円 929,907,844	

(3) 大株主の状況

① 普通株式

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	3,443,892 千株	100.00 %
計		3,443,892	100.00

② 第一回第一種優先株式

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	52,411 千株	100.00 %
計		52,411	100.00

③ 第二回第四種優先株式

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	150,000 千株	100.00 %
計		150,000	100.00

④ 第三回第三種優先株式

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	125,000 千株	100.00 %
計		125,000	100.00

⑤ 第四回第三種優先株式

平成12年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号	125,000 千株	100.00 %
計		125,000	100.00

(注) 平成12年9月29日の株式移転により、当行の主要株主について、以下のような異動がありました。

① 当該異動に係る主要株主の名称

株式会社みずほホールディングス及び株式会社整理回収機構

② 当該異動の前後における当該主要株主の所有株式数及びその発行済株式総数に対する割合

(ア) 株式会社みずほホールディングス

異動前 0 株 (0.00%)

異動後 3,896,303,343 株 (100%)

(イ) 株式会社整理回収機構

異動前 400,000,000 株 (10.26%)

異動後 0 株 (0.00%)

③ 当該異動の年月日

平成12年9月29日

(参 考)

当行の株主は、平成12年9月29日の株式移転により、完全親会社である株式会社みずほホールディングス1名となりましたが、参考までに株式移転前の平成12年9月27日現在の大株主の状況を以下に記載致します。

① 普通株式

平成12年9月27日現在

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
第一勧業富士信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号	223,444 千株	6.48%
安田生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目9番1号	187,057	5.43
住友信託銀行株式会社	大阪府中央区北浜四丁目5番33号	105,984	3.07
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	92,976	2.69
安田火災海上保険株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	87,516	2.54
ザ・フィナンシャル・グループ・トラスト（常任代理人株式会社富士銀行兜町カステル業務室）	ウー・グ・ート・ハウス、コ・ル・マン・ストリート、ロンドン EC2P 2HD, イングランド（東京都中央区日本橋兜町6番7号）	71,873	2.08
中央三井信託銀行株式会社	東京都中央区京橋一丁目7番1号	67,279	1.95
日本生命保険相互会社	大阪府中央区今橋三丁目5番12号	65,491	1.90
日産自動車株式会社	横浜市神奈川区宝町2番地	51,774	1.50
東洋信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番3号	49,209	1.42
計		1,002,607	29.11

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。

第一勧業富士信託銀行株式会社	223,444 千株
住友信託銀行株式会社	105,984 千株
中央三井信託銀行株式会社	67,278 千株
東洋信託銀行株式会社	49,209 千株

2. 第一勧業富士信託銀行株式会社は、平成12年10月1日にみずほ信託銀行株式会社となっております。

② 第一回第一種優先株式

平成12年9月27日現在

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
エフアイエフビー・ホールディング・サービスズ（ビー・ブイアイ）リミテッド（常任代理人株式会社富士銀行兜町カステル業務室）	シ・ダ・ー・ハウス、41 シ・ダ・ー・アベニュー、ハミルトン HM12, バ・ミュー・ダ（東京都中央区日本橋兜町6番7号）	52,411 千株	100.00%
計		52,411	100.00

(注) エフアイエフビー・ホールディング・サービスズ（ビー・ブイアイ）リミテッドは、フジ・インターナショナル・ファイナンス（バミューダ）トラストの受託者として株式を保有しております。

③ 第二回第四種優先株式

平成12年9月27日現在

氏 名 又 は 名 称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	150,000 千株	100.00%
計		150,000	100.00

④ 第三回第三種優先株式

平成12年9月27日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	125,000 ^{千株}	100.00%
計		125,000	100.00

⑤ 第四回第三種優先株式

平成12年9月27日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	125,000 ^{千株}	100.00%
計		125,000	100.00

(4) 議決権の状況

平成12年9月30日現在

発行済株式	議決権のない株式数	議決権のある株式数		単位未満株式数	摘要
		自己株式等	その他		
	452,411,000 ^株	— ^株	3,443,892,000 ^株	343 ^株	

自己株式等	所有者の氏名又は名称等		所有株式数			発行済株式総数に対する所有株式数の割合	摘要
	氏名又は名称	住所	自己名義	他人名義	計		
	—	—	— ^株	— ^株	— ^株	—%	
	計		—	—	—	—	

(参考)

当行の株主は、平成12年9月29日の株式移転により、完全親会社である株式会社みずほホールディングス1名となりましたが、参考までに株式移転前の平成12年9月27日現在の議決権の状況を以下に記載致します。

平成12年9月27日現在

発行済株式	議決権のない株式数	議決権のある株式数		単位未満株式数	摘要
		自己株式等	その他		
	452,411,000 ^株	3,295,000 ^株	3,429,821,000 ^株	10,776,343 ^株	(注)

(注) 1. 「議決権のある株式数」の「その他」、及び「単位未満株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ6,000株及び16,316株含まれております。

2. 「単位未満株式数」には、当行所有の自己株式23株及び株式会社千葉興業銀行所有の相互保有株式771株が含まれております。

平成12年9月27日現在

自 己 株 式 等	所有者の氏名又は名称等		所有株式数			発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合	摘 要
	氏名又は名称	住 所	自己名義	他人名義	計		
自 己 株 式 等	株式会社富士銀行	東京都千代田区 大手町一丁目5番5号	株 61,000	株 —	株 61,000	% 0.00	(注)
	富士銀行 フジ -株式会社	東京都中央区 築地四丁目1番1号	50,000	—	50,000	0.00	
	株式会社千葉興業銀行	千葉県美浜区 幸町二丁目1番2号	3,184,000	—	3,184,000	0.09	
	計		3,295,000	—	3,295,000	0.09	

(注) 株主名簿上は当行名義となっていますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「議決権のある株式数」の「その他」に含まれております。

2. 株 価 の 推 移

(1) 普 通 株 式

当該中間会計期間 における月別最高 ・最低株価	月 別	平成12年4月	平成12年5月	平成12年6月	平成12年7月	平成12年8月	平成12年9月
	最 高	円 1,111	937	870	812	870	876
	最 低	円 897	790	728	670	725	716

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成12年9月の月別最高・最低株価は、平成12年9月1日から東京証券取引所における当行株式の取引最終日である平成12年9月21日までの株価について記載しております。

(2) 第一回第一種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されていません。

(3) 第二回第四種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されていません。

(4) 第三回第三種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されていません。

(5) 第四回第三種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されていません。

3. 役 員 の 状 況

(1) 新 任 役 員

該当ありません。

(2) 退 任 役 員

役 名 及 び 職 名	氏 名	退 任 年 月 日
副 頭 取 (代表取締役)	小 倉 利 之	平成12年9月28日
専 務 取 締 役 (代表取締役)	佐 藤 正 昭	平成12年9月28日
常 務 取 締 役 (代表取締役)	篠 田 紘 明	平成12年9月28日
取 締 役	渡 辺 憲 二	平成12年9月30日

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏 名	異 動 年 月 日
専務取締役 (代表取締役)	専務取締役 (代表取締役) (個人グループ長)	佐藤 正昭	平成12年8月25日
副 頭 取 (代表取締役)	常務取締役 (代表取締役) (法人グループ長)	平 出 功	平成12年8月25日
常務取締役 (代表取締役) 〔国際バンキング グループ長兼インベストメント バンキンググループ長兼 トレーディンググループ長 兼アジア担当〕	常務取締役 (代表取締役) 〔国際バンキング グループ長兼インベストメント バンキンググループ長兼 トレーディンググループ長〕	高 野 惇	平成12年8月25日
常務取締役 (代表取締役)	常務取締役 (代表取締役) 〔決済・テクノロジーグル ープ長兼アジア担当〕	篠田 紘明	平成12年8月25日
常務取締役 (代表取締役) (リスク統轄役員)	常務取締役 (代表取締役) (関西駐在)	里 村 正 治	平成12年8月25日
常務取締役 (代表取締役)	常務取締役 (代表取締役) (アセットマネジメントグループ長)	小 原 之 夫	平成12年8月25日
取 締 役	常務取締役 (代表取締役) (公共・金融グループ長)	渡 辺 憲 二	平成12年8月25日

第5 経 理 の 状 況

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成11年 4 月 1 日 至平成11年 9 月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成12年 4 月 1 日 至平成12年 9 月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成11年 4 月 1 日 至平成11年 9 月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間（自平成12年 4 月 1 日 至平成12年 9 月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前中間会計期間の中間財務諸表は太田昭和監査法人の監査証明を受け、また当中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び当中間会計期間の中間財務諸表は監査法人太田昭和センチュリーの監査証明を受けております。

その中間監査報告書は、中間連結財務諸表及び中間財務諸表のそれぞれの直前に掲げております。

なお、太田昭和監査法人は、平成12年4月1日にセンチュリー監査法人と合併し、名称を監査法人太田昭和センチュリーとしております。

中間監査報告書

平成11年12月21日

株式会社 富士銀行
頭取 山本 恵 朗 殿

太田 昭和 監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士

甲 長 好 人 

代表社員
関与社員 公認会計士

鈴木 管 之 

代表社員
関与社員 公認会計士

坂本 道 美 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社富士銀行の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、中間連結キャッシュ・フロー計算書を除き、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社富士銀行及び連結子会社の平成11年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間監査報告書

平成12年12月22日

株式会社 富士銀行
頭取 山本 恵朗 殿

監査法人 太田昭和センチュリー

代表社員
関与社員 公認会計士

甲 衣 好 夫 

代表社員
関与社員 公認会計士

鈴木 啓之 

代表社員
関与社員 公認会計士

坂本 道美 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社富士銀行の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社富士銀行及び連結子会社の平成12年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注）会社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準及び金融商品に係る会計基準が適用されることとなり、また、国内連結子会社については改訂後の外貨建取引等会計処理基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

以 上

1. 中間連結財務諸表等

(1) 中間連結財務諸表

① 中間連結貸借対照表

(資産の部)

(金額単位 百万円)

連結会計期間別 科 目	前中間連結会計期間末 (平成11年 9 月 30 日)		当中間連結会計期間末 (平成12年 9 月 30 日)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成12年 3 月 31 日)	
	金 額	構成比 %	金 額	構成比 %	金 額	構成比 %
現金 ※8	2,366,843	4.05	2,853,752	4.92	2,741,992	4.71
預金 ※8	949,268	1.62	1,239,055	2.13	985,413	1.69
短期貸付 ※2,8	79,860	0.14	180,634	0.31	184,233	0.32
有価証券 ※1,2,8	3,248,724	5.55	2,028,421	3.50	2,773,856	4.76
債権 ※3,4,5	99,919	0.17	56,340	0.10	76,236	0.13
信託金 ※6,7,8	7,190,823	12.29	9,872,267	17.01	7,588,585	13.03
金 額	35,634,518	60.92	35,961,436	61.96	36,371,589	62.44
外資 ※2,8,9	388,400	0.66	338,364	0.58	343,437	0.59
不動産 ※3,10,11	4,594,282	7.85	2,541,602	4.38	4,155,277	7.13
延税 金 額	724,573	1.24	683,865	1.18	697,084	1.20
繰上金 額	1,020,231	1.74	808,809	1.39	871,685	1.50
繰下金 額	61,378	0.11	67,761	0.12	73,493	0.12
繰上金 額	2,140,714	3.66	2,038,765	3.51	2,020,909	3.47
繰下金 額	—	—	△626,107	△1.08	△624,291	△1.07
繰上金 額	—	—	△8,552	△0.01	△12,772	△0.02
資産の部合計	58,499,538	100.00	58,036,418	100.00	58,246,731	100.00

(負債、少数株主持分及び資本の部)

(金額単位 百万円)

連結会計期間別 科 目	前中間連結会計期間末 (平成11年 9 月 30 日)		当中間連結会計期間末 (平成12年 9 月 30 日)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成12年 3 月 31 日)	
	金 額	構成比 %	金 額	構成比 %	金 額	構成比 %
預金 ※8	30,721,081	52.52	30,909,098	53.26	29,989,646	51.49
短期貸付 ※8	2,903,458	4.96	5,728,113	9.87	5,473,578	9.40
有価証券 ※8	5,168,116	8.83	3,536,108	6.09	4,875,401	8.37
債権 ※8,12	1,032,360	1.77	603,363	1.04	1,022,730	1.75
信託金 ※13	2,464,686	4.21	1,185,436	2.04	2,101,575	3.61
金 額	2,923,822	5.00	2,181,448	3.76	2,208,020	3.79
外資 ※13	183,382	0.31	70,444	0.12	139,193	0.24
不動産 ※13	1,347,382	2.30	2,108,033	3.63	2,015,335	3.46
延税 金 額	11,589	0.02	7,046	0.01	6,929	0.01
繰上金 額	1,586,756	2.71	1,552,112	2.68	1,427,125	2.45
繰下金 額	4,374,621	7.48	5,197,118	8.96	4,014,216	6.89
繰上金 額	656,513	1.12	—	—	—	—
繰下金 額	53,388	0.09	—	—	52,666	0.09
繰上金 額	—	—	63,311	0.11	—	—
繰下金 額	122,691	0.21	93,357	0.16	119,766	0.20
繰上金 額	58,673	0.10	46,379	0.08	56,453	0.10
繰下金 額	—	—	36,393	0.06	—	—
繰上金 額	73	0.00	91	0.00	83	0.00
繰下金 額	3,305	0.01	1,963	0.00	1,872	0.00
繰上金 額	92,626	0.16	83,936	0.15	85,589	0.15
繰下金 額	2,140,714	3.66	2,038,765	3.51	2,020,909	3.47
負債の部合計	55,845,247	95.46	55,442,525	95.53	55,611,096	95.47
少数株主持分	422,371	0.72	401,301	0.69	388,182	0.67
資本 ※10	1,038,415	1.77	1,039,544	1.79	1,039,544	1.78
繰上金 額	928,779	1.59	929,907	1.60	929,907	1.60
繰下金 額	129,180	0.22	136,023	0.24	135,229	0.23
繰上金 額	137,641	0.24	190,934	0.33	144,531	0.25
繰下金 額	—	—	△103,817	△0.18	—	—
資本の部合計	2,231,920	3.82	2,192,592	3.78	2,247,452	3.86
負債、少数株主持分及び資本の部合計	58,499,538	100.00	58,036,418	100.00	58,246,731	100.00

② 中間連結損益計算書

(金額単位 百万円)

連結会計期間別 科 目	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕		当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕		前連結会計年度 要約連結損益計算書 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益	1,453,526	100.00	1,672,643	100.00	3,017,516	100.00
資 金 運 用 収 益	911,938		997,418		1,635,326	
(うち貸出金利息)	(—)		(497,829)		(956,306)	
(うち有価証券利息配当金)	(—)		(69,076)		(130,014)	
信 託 報 酬	31,391		13,956		38,743	
役 務 取 引 等 収 益	104,971		107,362		220,943	
特 定 取 引 収 益	6,209		22,214		43,323	
そ の 他 業 務 収 益	253,963		173,021		492,113	
そ の 他 経 常 収 益 ※1	145,050		358,669		587,065	
経 常 費 用	1,358,621	93.47	1,476,166	88.25	2,788,286	92.40
資 金 調 達 費 用	622,239		706,946		1,048,959	
(うち預金利息)	(—)		(161,386)		(245,074)	
役 務 取 引 等 費 用	22,692		25,160		41,189	
特 定 取 引 費 用	5,869		—		3,364	
そ の 他 業 務 費 用	183,687		159,594		407,281	
営 業 経 費	282,361		257,774		556,557	
そ の 他 経 常 費 用 ※2,5	241,770		326,690		730,934	
経 常 利 益	94,904	6.53	196,477	11.75	229,229	7.60
特 別 利 益 ※3	6,135	0.42	48,658	2.91	79,676	2.64
特 別 損 失 ※4	4,369	0.30	83,335	4.99	25,887	0.86
税金等調整前中間(当期)純利益	96,670	6.65	161,800	9.67	283,018	9.38
法人税、住民税及び事業税	7,320	0.50	10,231	0.61	16,287	0.54
法 人 税 等 調 整 額	46,851	3.22	68,905	4.12	194,547	6.45
少 数 株 主 利 益	14,631	1.01	20,197	1.21	19,352	0.64
中 間 (当 期) 純 利 益	27,867	1.92	62,465	3.73	52,831	1.75

③ 中間連結剰余金計算書

(金額単位 百万円)

科 目	連結会計期間別	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
		金 額	金 額	金 額
連結剰余金期首残高		118,759	144,531	118,759
連結剰余金増加高		3,304	525	4,255
連結子会社の範囲拡大に伴う剰余金増加高		865	—	932
連結子会社の減少に伴う剰余金増加高		3	—	312
再評価差額金取崩による剰余金増加高		2,435	525	3,011
連結剰余金減少高		12,290	16,588	31,315
配 当 金		12,268	16,587	28,851
役 員 賞 与		2	0	0
連結子会社の範囲拡大に伴う剰余金減少高		0	—	0
連結子会社の減少に伴う剰余金減少高		—	—	2,444
連結子会社の合併に伴う剰余金減少高		18	—	18
中間(当期)純利益		27,867	62,465	52,831
連結剰余金中間期末(期末)残高		137,641	190,934	144,531

④ 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(金額単位 百万円)

	前中間連結会計期間 [自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日]	当中間連結会計期間 [自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日]	前連結会計年度 [自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日]
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益	96,670	161,800	283,018
減価償却費	22,824	22,770	44,780
固定資産売却益(△)	8,126	8,290	17,566
投資損益(△)	8,143	△4,229	△12,432
金融資産の増加額	△31,019	1,709	△33,018
金融負債の増加額	—	△4,186	12,772
金融資産の増加額	△17,707	△26,409	△20,632
金融負債の増加額	—	△10,073	7,380
退職給付引当金の増加額	△3,665	△52,667	△4,278
退職給付引当金の減少額	—	63,311	—
金銭信託の運用収益	△911,938	△997,418	△1,635,326
金銭信託の運用損失(△)	622,239	706,946	1,048,959
金銭信託の運用損失(△)	△114,532	△295,847	△456,027
金銭信託の運用損失(△)	1,462	△650	4,856
金銭信託の運用損失(△)	△75,590	△8,722	19,396
不動産売却益(△)	2,875	6,257	23,989
不動産売却損失(△)	—	—	△71,161
退職給付信託設定関係損益(△)	—	26,833	—
特定取得資産の純増(△)減	△282,115	758,309	36,433
特定取得負債の純増減(△)	617,883	△939,483	339,673
特定未決済の純増(△)減	—	299,335	—
貸倒引当金の純増減(△)	△694,941	480,211	△1,916,027
貸倒引当金の純増減(△)	1,441,235	924,179	709,306
信用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△2,464,710	255,353	95,788
信用金(中央銀行預け金を除く)の純増(△)減	122,418	34,581	△174,365
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増(△)減	315,740	343,785	△350,609
譲渡性預け金の純増(△)減	22,719	—	—
ローンをの純増(△)減	884,140	△226,179	584,502
現引(資産)/債券貸借取引差入担保金の純増(△)減	215,391	908,217	451,874
コーポレート・マネー等の純増減(△)	1,274,777	△1,354,912	1,211,954
コーポレート・マネー等の純増減(△)	292,443	△431,645	333,662
現引(負債)/債券貸借取引差入担保金の純増減(△)	194,986	△694,805	△367,077
外国為替(資産)の純増(△)減	65,056	1,654	105,851
外国為替(負債)の純増減(△)	45,588	△68,750	1,300
普通社債の発行・償還による純増減(△)	△8,333	80,652	535,912
信託勘定借入による純増減(△)	△341,013	124,986	△500,644
資金運用による収入	975,643	983,404	1,550,495
資金運用による支出	△629,652	△710,726	△1,091,243
役員賞与の支払額	△13	△14	△13
その他	△887,328	66,726	△184,197
小計	767,803	432,597	602,417
法人税等の支払額	△11,380	△4,174	△16,279
営業活動によるキャッシュ・フロー	756,422	428,423	586,137
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の売却による収入	△3,338,441	△17,081,953	△13,189,661
有価証券の償還による収入	2,724,254	9,343,727	9,929,549
有価証券の増加による収入	108,668	7,863,310	2,590,486
金融資産の減少による収入	△107,418	△231	△206,300
金融負債の減少による収入	114,203	20,787	233,432
不動産売却による収入	△15,895	△21,110	△49,303
不動産売却による収入	9,840	13,298	21,646
連結範囲の変動に伴う子会社株式の取得による支出	0	—	—
連結範囲の変動に伴う子会社株式の売却による収入	406	—	19,483
連結子会社株式の取得による支出	—	△235	△252
買収による支出	—	—	△27,510
営業譲渡による収入	—	—	180,557
その他	△2,756	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△507,137	137,593	△497,872
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入	13,670	33,000	13,714
劣後特約付借入金返済による支出	△21,852	△105,500	△288,160
劣後特約付社債・転換社債の発行による収入	1,091	76,750	167,100
劣後特約付社債・転換社債の償還による支出	△44	△90,582	△2,288
配当金の支払額	△12,297	△16,587	△28,851
株主への配当金支払額	△290	△14,294	△22,630
自己株式の取得による支出	—	△453	△528
自己株式の売却による収入	41,324	412	42,246
その他	△3,282	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,318	△117,255	△119,397
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	2,908	2,560	△2,927
V 現金及び現金同等物の増加額	270,512	451,321	△34,060
VI 現金及び現金同等物の期首残高	1,207,676	1,173,615	1,207,676
VII 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	0	—	0
VIII 連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	0	—	0
IX 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	1,478,188	1,624,937	1,173,615

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 175社 主要な会社名 安田信託銀行株式会社 富士証券株式会社 株式会社富士銀クレジット 芙蓉総合リース株式会社 富士銀ファクター株式会社 ジェーエムシークレジット株式会社 Fuji Bank (Schweiz) AG The Fuji Bank and Trust Company Fuji America Holdings, Inc. (2) 非連結子会社 32社 主要な会社名 日本キャリエール株式会社 福岡富士ビルディング株式会社 非連結子会社の総資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 175社 主要な会社名 安田信託銀行株式会社 富士証券株式会社 株式会社富士銀クレジット 芙蓉総合リース株式会社 富士銀ファクター株式会社 ジェーエムシークレジット株式会社 Fuji Bank (Schweiz) AG The Fuji Bank and Trust Company Fuji America Holdings, Inc. (2) 非連結子会社 48社 主要な会社名 日本キャリエール株式会社 福岡富士ビルディング株式会社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 174社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 51社 主要な会社名 日本キャリエール株式会社 福岡富士ビルディング株式会社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 55社 主要な会社名 第一勧業富士信託銀行株式会社 日本抵当証券株式会社 大東証券株式会社 NMB-Heller Holding N.V. (3) 持分法非適用の非連結子会社 32社 主要な会社名 日本キャリエール株式会社 福岡富士ビルディング株式会社 (4) 持分法非適用の関連会社 6社 主要な会社名 América do Sul "Leasing" S.A. Arrendamento Mercantil 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）のそれぞれの合計額は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため持分法を適用しておりません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 68社 主要な会社名 第一勧業富士信託銀行株式会社 株式会社千葉興業銀行 日本抵当証券株式会社 大東証券株式会社 NMB-Heller Holding N.V. (3) 持分法非適用の非連結子会社 48社 主要な会社名 日本キャリエール株式会社 福岡富士ビルディング株式会社 (4) 持分法非適用の関連会社 4社 主要な会社名 阪都不動産管理株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 64社 主要な会社名 第一勧業富士信託銀行株式会社 日本抵当証券株式会社 大東証券株式会社 NMB-Heller Holding N.V. (3) 持分法非適用の非連結子会社 51社 主要な会社名 日本キャリエール株式会社 福岡富士ビルディング株式会社 (4) 持分法非適用の関連会社 4社 主要な会社名 阪都不動産管理株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 12月末日 4社 4月末日 2社 6月末日 131社 8月末日 1社 9月末日 37社 (2) 12月末日を中間決算日とする4社及び4月末日を中間決算日とする2社のうち1社については、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。4月末日を中間決算日とする残りの1社については、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。また、その他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 12月末日 3社 6月末日 146社 8月末日 1社 9月末日 25社 (2) 12月末日を中間決算日とする3社については、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。また、その他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 6月末日 3社 12月末日 144社 2月末日 1社 3月末日 26社 (2) 6月末日を決算日とする3社については、平成11年12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 親会社の保有する特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準は次のとおりであります。 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 当行及び国内信託銀行連結子会社の保有する特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準は次のとおりであります。 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 当行及び国内信託銀行連結子会社の保有する特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準は次のとおりであります。 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 連結子会社については特定取引目的の取引及びこれに類似する取引について主として親会社と同様の取扱いを行っております。	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 その他の連結子会社については特定取引目的の取引及びこれに類似する取引について主として当行と同様の取扱いを行っております。	また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 その他の連結子会社については特定取引目的の取引及びこれに類似する取引について主として当行と同様の取扱いを行っております。
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 親会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 (イ) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。 連結子会社の保有する有価証券については、主として移動平均法による原価法もしくは低価法を適用しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、その他有価証券については、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 当行及び国内信託銀行連結子会社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。 (イ) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。 その他の連結子会社の保有する有価証券については、主として移動平均法による原価法もしくは低価法を適用しております。
		(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	(4) 動産不動産の減価償却の方法 親会社の動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間連結会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建 物……主として定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産……定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他……税法の定める方法による。 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間連結会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建 物……主として定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産……定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他……税法の定める方法による。 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。 建 物……主として定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産……定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他……税法の定める方法による。 連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び国内連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。 なお、国内信託銀行連結子会社における自社利用のソフトウェアについては、従来、主として取得時に費用として一括処理しておりましたが、当連結会計年度から「研究開発費等に係る会計基準」（平成10年3月13日企業会計審議会）に基づき、取得費用を資産として計上し利用可能期間に応じて償却しております。この変更により、従来、の方法によった場合に比べ、その他資産は110百万円多く計上され、経常利益及び税金等調整前当期純利益は同額増加しております。 また、当行及びその他の国内連結子会社において、従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号平成11年3月31日）における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。また、同報告では自社利用のソフトウェアの表示について

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
			は、無形固定資産に計上することとされておりますが、連結財務諸表の資産の分類等は「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）によることとされておりますので、「その他資産」に計上しております。
	(5) 貸倒引当金の計上基準 親会社及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,648,547百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められた額を引き当てております。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,583,408百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,586,821百万円であります。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、過去の貸倒実績等を勘案して必要と認められた額を引き当てております。
	—	(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められた額を引き当てております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同 左
	(7) 退職給与引当金の計上基準 親会社及び国内連結子会社の退職給与引当金は、自己都合退職による期末要支給額を基準として年間繰入見積額を期間により按分し、中間会計期間末要支給額に相当する額を引き当てております。なお、親会社は退職金制度の一部に調整年金制度を採用しており、また、主要な連結子会社も年金制度を採用しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の在外連結子会社も当行と同様の取扱いを行っております。 なお、会計基準変更時差異(154,952百万円)については、退職給付信託の設定により68,038百万円を一時費用処理するとともに、残額については5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(7) 退職給与引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の退職給与引当金は、自己都合退職による期末要支給額に相当する額を引き当てております。 なお、当行は退職金制度の一部に調整年金制度を採用しており、また、主要な連結子会社も年金制度を採用しております。
	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 親会社及び国内信託銀行連結子会社において、㈱共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 当行及び国内信託銀行連結子会社において、㈱共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(8) 債権売却損失引当金の計上基準 同 左

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	(9) 特定債務者支援引当金の計上基準 親会社及び国内信託銀行連結子会社において、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる金額を計上しております。	(9) 特定債務者支援引当金の計上基準 当行及び国内信託銀行連結子会社において、再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(9) 特定債務者支援引当金の計上基準 同 左
	—————	(10) 信託契約為替評価引当金の計上基準 国内信託銀行連結子会社の貸付信託（有価証券専用ファンド）において保有する有価証券に係る為替含み損相当額を計上しております。	—————
	(11) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金65百万円及び証券取引責任準備金8百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ) 金融先物取引責任準備金 親会社の金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (ロ) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内連結子会社が、証券取引法第51条及び証券会社に関する命令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(11) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金68百万円及び、証券取引責任準備金22百万円であり、当行及び国内連結子会社において次のとおり計上しております。 (イ) 金融先物取引責任準備金 当行の金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (ロ) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内連結子会社が、証券取引法第51条及び証券会社に関する総理府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(11) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金68百万円及び、証券取引責任準備金14百万円であり、当行及び国内連結子会社において次のとおり計上しております。 (イ) 金融先物取引責任準備金 同 左 (ロ) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、国内連結子会社が、証券取引法第51条及び証券会社に関する命令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 親会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建の資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資（ただし、外貨にて調達したものを除く）、②外債発行銀行の当該外債に係る負債、③その他親会社及び国内信託銀行連結子会社が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資（但し外貨にて調達したものを除く）、②その他当行及び国内信託銀行連結子会社が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資（但し外貨にて調達したものを除く）、②その他当行及び国内信託銀行連結子会社が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(13) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっておりますが、一部の在外連結子会社については売買取引に準じた会計処理方法によっております。	(13) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっておりますが、一部の在外連結子会社については売買取引に準じた会計処理方法によっております。	(13) リース取引の処理方法 同 左

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月 1 日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月 1 日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月 1 日〕 〔至 平成12年3月31日〕
		(14) 重要なヘッジ会計の方法 当行及び国内信託銀行連結子会社は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、当行の一部の資産・負債については金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日））に定められた「原則的処理方法」によるヘッジを実施しており、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動がヘッジ手段であるデリバティブによって高い水準で相殺されていることを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。その他の連結子会社の資産・負債についても、これに準じた取扱を行っております。	
	(15) 消費税等の会計処理 親会社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15) 消費税等の会計処理 同 左
	(16) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、親会社の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(16) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	

	前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月 1 日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月 1 日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月 1 日〕 〔至 平成12年3月31日〕
5. (中間)連結 キャッシュ・ フロー計算書 における資金 の範囲	中間連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲は、 中間連結貸借対照表上の「現金 預け金」のうち現金及び中央銀 行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算 書における資金の範囲は、連結 貸借対照表上の「現金預け金」 のうち現金及び中央銀行への預 け金であります。

(追加情報)

前中間連結会計期間 〔自 平成 11 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 11 年 9 月 30 日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成 12 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 12 年 9 月 30 日〕	前連結会計年度 〔自 平成 11 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 12 年 3 月 31 日〕
1. 親会社及び国内信託銀行連結子会社の動産不動産の圧縮記帳は、従来、取得価額から税法基準による圧縮限度額を直接減額する方法により行っておりましたが、当中間期からは、「圧縮記帳に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査第一委員会報告第43号）に基づき、利益処分により圧縮積立金として積み立てる方法も適用しております。この変更による税金等調整前中間純利益への影響はございません。	_____	_____
2. 従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日）における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、中間連結財務諸表の資産の分類等は「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。また、減価償却の方法については、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。	_____	_____
_____	_____	1. 前連結会計年度まで負債の部に掲記しておりました「貸倒引当金」は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が改正されたことに伴い、当連結会計年度より資産の部に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は624,291百万円、負債の部は624,291百万円それぞれ減少しております。
_____	1. (退職給付会計) 当中間連結会計期間から退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成10年6月16日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は515百万円、税金等調整前中間純利益は9,237百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響額については、注記事項（セグメント情報）2. 所在地別セグメント情報（注）3. に記載しております。 また、当行及び国内信託銀行連結子会社は当中間連結会計期間に退職給付信託を設定しております。この結果、税金等調整前中間純利益は26,833百万円減少しております。	_____

前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	なお、退職給与引当金及び企業年金制度の過去勤務債務等に係る未払金は、退職給付引当金に含めて表示しております。	
	2. (金融商品会計) 当中間連結会計期間から金融商品に係る会計基準を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法による場合と比較して、経常利益は1,867百万円、税金等調整前中間純利益は1,867百万円増加しております。 なお、セグメント情報に与える影響額については、注記事項(セグメント情報) 2. 所在地別セグメント情報(注) 4. に記載しております。 また、使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券は、従来「有価証券」中の貸付有価証券に計上しておりましたが、当中間連結会計期間よりその種類毎に「有価証券」中の国債、地方債等に計上しております。当中間連結会計期間末における使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券は1,978百万円であります。	
	3. (外貨建取引等会計基準) 当行及び国内信託銀行連結子会社は、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を継続適用しております。 その他の国内連結子会社は、当中間連結会計期間から改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。この結果、従来の方法による場合と比較して、経常利益は82百万円、税金等調整前中間純利益は82百万円減少しております。 また、前連結会計年度において、「資産の部」に計上していた為替換算調整勘定は、中間連結財務諸表規則の改正により、「資本の部」並びに「少数株主持分」に含めて計上しております。	
	4. 当中間連結会計期間においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて、時価評価を行っておりません。なお、平成12年大蔵省令第11号附則第3項によるその他有価証券に係る中間連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。また、以下の金額には「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、「金銭の信託」中のその他の金銭の信託が含まれております。	

前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
	中間連結貸借対照表計上額 9,071,472百万円 時価 9,137,805百万円 差額 66,333百万円 繰延税金負債相当額 △26,214百万円 少数株主持分相当額 △8,582百万円 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価 差額金相当額のうち親会社持分相当額 89百万円 その他有価証券評価差額金相当額 31,626百万円	
	5. 「大阪府における銀行業等に対する 事業税の課税標準等の特例に関する条 例」(平成12年大阪府条例第131号)が 平成12年6月9日に公布されたことか ら、繰延税金資産及び繰延税金負債の計 算に使用する法定実効税率を、当中間連 結会計期間より当行は前連結会計年度の 38.76%から38.16%に、国内信託銀行 連結子会社は39.6%から39.1%にそれ ぞれ変更しております。この変更によ り、繰延税金資産の金額は11,200百万 円減少し、当中間連結会計期間に計上 された法人税等調整額の金額は同額増 加しております。また、再評価に係る 繰延税金負債の金額は1,319百万円減 少し、再評価差額金の金額は同額増加し ております。	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 〔自 平成 11 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 11 年 9 月 30 日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成 12 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 12 年 9 月 30 日〕	前連結会計年度 〔自 平成 11 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 12 年 3 月 31 日〕
	(中間連結キャッシュ・フロー計算書) (1) 前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「特定債務者支援引当金の増加額」(前中間連結会計期間 9,600百万円)及び「約定済未決済特定取引調整額」(前中間連結会計期間 3,222百万円)を、当中間連結会計期間においてはそれぞれ区分掲記しております。 (2) 前中間連結会計期間において「譲渡性預け金純増(△)減」と「預け金(中央銀行預け金を除く)の純増(△)減」は区分掲記しておりましたが、当中間連結会計期間においては、「譲渡性預け金純増(△)減」を「預け金(中央銀行預け金を除く)の純増(△)減」に含めて表示しております。なお、当中間連結会計期間の「譲渡性預け金純増(△)減」の金額は△456百万円であります。	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)	前連結会計年度末 (平成12年3月31日)
※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式121,277百万円及び出資金0百万円を含んでおります。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は165,617百万円、延滞債権額は966,843百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は221,835百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は291,166百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,645,462百万円であります。	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式96,749百万円及び出資金0百万円を含んでおります。 ※2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計726,310百万円含まれております。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は182,864百万円、延滞債権額は869,566百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は117,460百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は381,764百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,551,655百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※7. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、254,483百万円であります。	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式54,318百万円及び出資金0百万円を含んでおります。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は125,279百万円、延滞債権額は910,795百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は188,003百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は365,065百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,589,142百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)	前連結会計年度末 (平成12年3月31日)																																		
	※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>特定取引資産</td><td>604,929百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>668,736百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>1,532,197百万円</td></tr><tr><td>動産不動産</td><td>15,752百万円</td></tr><tr><td>その他資産</td><td>23,548百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>153,565百万円</td></tr><tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>1,593,929百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>106,822百万円</td></tr><tr><td>その他負債</td><td>45百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金25,444百万円、有価証券1,193,583百万円、貸出金180,816百万円、その他資産144,451百万円を差し入れております。 また、非連結子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は111,884百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は20,842百万円、債券借入取引担保金は59,245百万円であります。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は492,837百万円、繰延ヘッジ利益の総額は314,802百万円であります。	特定取引資産	604,929百万円	有価証券	668,736百万円	貸出金	1,532,197百万円	動産不動産	15,752百万円	その他資産	23,548百万円	預金	153,565百万円	コールマネー及び売渡手形	1,593,929百万円	借入金	106,822百万円	その他負債	45百万円	※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>現金預け金</td><td>128百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>564,403百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>1,829,539百万円</td></tr><tr><td>動産不動産</td><td>15,986百万円</td></tr><tr><td>その他資産</td><td>48,692百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>403,095百万円</td></tr><tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>1,403,552百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>119,779百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金27,298百万円、有価証券1,319,481百万円、貸出金517,411百万円、その他資産126,120百万円を差し入れております。また、その他資産には先物取引差入証拠金35,573百万円、債券借入取引担保金929,564百万円を、動産不動産には保証金権利金114,122百万円を含んでおります。 また、非連結子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。	現金預け金	128百万円	有価証券	564,403百万円	貸出金	1,829,539百万円	動産不動産	15,986百万円	その他資産	48,692百万円	預金	403,095百万円	コールマネー及び売渡手形	1,403,552百万円	借入金	119,779百万円
特定取引資産	604,929百万円																																			
有価証券	668,736百万円																																			
貸出金	1,532,197百万円																																			
動産不動産	15,752百万円																																			
その他資産	23,548百万円																																			
預金	153,565百万円																																			
コールマネー及び売渡手形	1,593,929百万円																																			
借入金	106,822百万円																																			
その他負債	45百万円																																			
現金預け金	128百万円																																			
有価証券	564,403百万円																																			
貸出金	1,829,539百万円																																			
動産不動産	15,986百万円																																			
その他資産	48,692百万円																																			
預金	403,095百万円																																			
コールマネー及び売渡手形	1,403,552百万円																																			
借入金	119,779百万円																																			

前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日)	前連結会計年度末 (平成12年3月31日)
※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、親会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。	※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。	※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 36,664百万円
※11. 動産不動産の減価償却累計額 419,355百万円	※11. 動産不動産の減価償却累計額 413,341百万円	※11. 動産不動産の減価償却累計額 416,173百万円
※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,121,810百万円が含まれております。	※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金827,451百万円が含まれております。	※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金900,129百万円が含まれております。
※13. 社債のうち、劣後特約付社債は1,314,332百万円であります。	※13. 社債には、劣後特約付社債1,440,638百万円が含まれております。	※13. 社債には、劣後特約付社債1,444,933百万円が含まれております。
14. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託713,541百万円、貸付信託3,351,013百万円であります。	14. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託671,582百万円、貸付信託2,718,657百万円であります。	14. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、合同運用指定金銭信託643,272百万円、貸付信託3,051,207百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 〔自 平成 11 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 11 年 9 月 30 日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成 12 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 12 年 9 月 30 日〕	前連結会計年度 〔自 平成 11 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 12 年 3 月 31 日〕
	※3. 特別利益には、退職給付信託設定による信託設定益 41,204 百万円を含んでおります。 ※4. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額 76,760 百万円を含んでおります。 ※5. 利益に関する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他経常費用」として計上しております。なお、当行及び国内信託銀行連結子会社の東京都に係る事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成 12 年東京都条例第 145 号)が平成 12 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、当中間連結会計期間より、「その他経常費用」として 5,050 百万円計上しております。	※1. その他経常収益には、株式等売却益 528,841 百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、貸出金等償却 204,653 百万円、国内信託銀行連結子会社の元本補てん契約のある信託財産に対する損失 54,290 百万円を含んでおります。 ※3. 特別利益には、国内信託銀行連結子会社が平成 11 年 10 月 1 日付で行った、年金、証券管理及び証券代行の財産管理業務 3 部門の営業譲渡に伴う営業譲渡益 66,914 百万円を含んでおります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 〔自 平成 11 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 11 年 9 月 30 日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成 12 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 12 年 9 月 30 日〕	前連結会計年度 〔自 平成 11 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 12 年 3 月 31 日〕
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係 平成11年9月30日現在 現金預け金勘定 2,366,843百万円 中央銀行を除く金融機関預け金 △849,919百万円 譲渡性預け金 △36,429百万円 その他 △2,305百万円 現金及び現金同等物 <u>1,478,188百万円</u>	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係 平成12年9月30日現在 現金預け金勘定 2,853,752百万円 定期預け金 △1,161,289百万円 その他 △67,525百万円 現金及び現金同等物 <u>1,624,937百万円</u>	1. 現金及び現金同等物の期末残高と 連結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 平成12年3月31日現在 現金預け金勘定 2,741,992百万円 中央銀行を除く金融機関預け金 △1,533,152百万円 譲渡性預け金 △31,935百万円 その他 △3,288百万円 現金及び現金同等物 <u>1,173,615百万円</u> 2. (1) Heller Financial, Inc. が買収し たHealthCare Financial Partners, Inc. の資産及び負債の主な内訳 資産(うち貸出金 22,210百万円) 27,508百万円 負債 △1,333百万円 連結調整勘定 24,031百万円 同社株式取得のための株式交付額 △21,878百万円 同社株式の取得価額 28,328百万円 同社現金及び現金同等物 △817百万円 差引: 同社取得のための支出 27,510百万円 (2) 株式の売却により連結子会社か ら除外したFuji Bank Canadaの資 産及び負債の主な内訳 資産(うち貸出金 43,568百万円) 52,860百万円 負債(うち預金 39,861百万円) △47,060百万円 株式売却損 △1,277百万円 同社株式の売却価額 4,522百万円 同社現金及び現金同等物 △0百万円 差引: 同社売却による収入 4,522百万円 (3) Heller Financial, Inc. が行 った営業譲渡により減少した資産 及び負債の主な内訳 貸出金 93,286百万円 その他負債 59,084百万円 (4) 安田信託銀行株式会社が第一勧 業富士信託銀行株式会社に対し行 った営業譲渡により減少した資産 及び負債の主な内訳 有価証券 534百万円 動産 2,130百万円 合計 2,664百万円

前中間連結会計期間 〔自 平成 11 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 11 年 9 月 30 日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成 12 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 12 年 9 月 30 日〕	前連結会計年度 〔自 平成 11 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 12 年 3 月 31 日〕
		3. 重要な非資金取引の内容 転換社債の転換による資本金増加額 1,710百万円 転換社債の転換による資本準備金増加額 1,710百万円 転換による転換社債減少額 3,421百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 〔自 平成 11 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 11 年 9 月 30 日〕	当中間連結会計期間 〔自 平成 12 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 12 年 9 月 30 日〕	前連結会計年度 〔自 平成 11 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 12 年 3 月 31 日〕
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動 産 そ の 他 合 計 1,235百万円 458百万円 1,693百万円 減価償却累計額相当額 動 産 そ の 他 合 計 710百万円 326百万円 1,037百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動 産 そ の 他 合 計 524百万円 132百万円 656百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1 年 内 1 年 超 合 計 289百万円 366百万円 656百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 155百万円 減価償却費相当額 155百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動 産 そ の 他 合 計 3,440百万円 416百万円 3,857百万円 減価償却累計額相当額 動 産 そ の 他 合 計 1,080百万円 298百万円 1,378百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動 産 そ の 他 合 計 2,359百万円 118百万円 2,478百万円 - 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1 年 内 1 年 超 合 計 578百万円 2,362百万円 2,940百万円 - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 375百万円 減価償却費相当額 629百万円 支払利息相当額 49百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) 借手側 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動 産 そ の 他 合 計 3,021百万円 218百万円 3,239百万円 減価償却累計額相当額 動 産 そ の 他 合 計 503百万円 176百万円 679百万円 年度末残高相当額 動 産 そ の 他 合 計 2,517百万円 42百万円 2,559百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高相当額が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 未経過リース料年度末残高相当額 1 年 内 1 年 超 合 計 444百万円 2,115百万円 2,559百万円 (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 226百万円 減価償却費相当額 226百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

前中間連結会計期間 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自平成12年4月1日〕 〔至平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成12年3月31日〕
(2) 貸手側 ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 動産その他合計 964,860百万円 1,939百万円 966,799百万円 減価償却累計額 動産その他合計 504,480百万円 1,344百万円 505,825百万円 中間連結会計期間末残高 動産その他合計 460,379百万円 594百万円 460,974百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内1年超合計 171,795百万円 311,508百万円 483,304百万円 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 103,307百万円 減価償却費 91,421百万円 受取利息相当額 7,754百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	(2) 貸手側 ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高 取得価額 動産その他合計 998,685百万円 1,746百万円 1,000,432百万円 減価償却累計額 動産その他合計 514,234百万円 1,258百万円 515,493百万円 中間連結会計期間末残高 動産その他合計 484,451百万円 488百万円 484,939百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内1年超合計 178,751百万円 335,374百万円 514,125百万円 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 109,042百万円 減価償却費 95,871百万円 受取利息相当額 8,007百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	(2) 貸手側 ・リース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高 取得価額 動産その他合計 994,732百万円 1,857百万円 996,590百万円 減価償却累計額 動産その他合計 507,093百万円 1,327百万円 508,420百万円 年度末残高 動産その他合計 487,639百万円 529百万円 488,169百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内1年超合計 178,861百万円 334,985百万円 513,847百万円 ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 受取リース料 204,226百万円 減価償却費 175,275百万円 受取利息相当額 17,503百万円 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内1年超合計 7,756百万円 46,328百万円 54,084百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内1年超合計 6,949百万円 39,301百万円 46,251百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1年内1年超合計 7,091百万円 41,497百万円 48,589百万円
3. なお、上記1. (2)に記載した未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額514,125百万円のうち189,769百万円を担保に提供しております。	3. なお、上記1. (2)に記載した未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額514,125百万円のうち189,769百万円を担保に提供しております。	3. なお、上記1. (2)に記載した未経過リース料年度末残高相当額513,847百万円のうち209,395百万円を担保に提供しております。

(有価証券関係)

- ※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーも含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

当中間連結会計期間においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて時価評価を行っておりません。

なお、平成12年大蔵省令第11号附則第3項によるその他有価証券に係る中間連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

期 別 種 類	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)				
	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
株 式	3,184,464	3,272,684	88,219	496,494	408,275
債 券	5,063,641	5,056,221	△7,420	15,235	22,655
国 債	4,529,035	4,510,524	△18,510	326	18,836
地 方 債	184,639	184,255	△384	2,138	2,523
社 債	349,967	361,441	11,474	12,770	1,295
そ の 他	817,240	804,081	△13,158	2,341	15,500
合 計	9,065,347	9,132,987	67,640	514,071	446,431

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

3. 時価のない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)	
その他有価証券	
非上場国内株式 (店頭売買株式を除く)	135,318
非上場外国証券等	331,405
非公募国内債券	170,244

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

当中間連結会計期間においては、その他の金銭の信託のうち時価のあるものについて時価評価を行っておりません。
なお、その他の金銭の信託に係る中間連結貸借対照表計上額等は次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

期 別 種 類	当中間連結会計期間末(平成12年9月30日現在)				
	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	6,125	4,817	△1,307	-	1,307

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

(その他有価証券評価差額金)

○その他有価証券評価差額金相当額

当中間連結会計期間において、その他有価証券及びその他の金銭の信託について時価評価を行った場合における、その他有価証券評価差額金相当額は次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)
差額 (時価－中間連結貸借対照表計上額)	66,333
その他有価証券	67,640
その他の金銭の信託	△1,307
(△)繰延税金負債相当額	26,214
その他有価証券評価差額金相当額 (持分相当額調整前)	40,118
(△)少数株主持分相当額	8,582
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金相当額のうち親会社持分相当額	89
その他有価証券評価差額金相当額	31,626

(有価証券の時価等関係)

(金額単位 百万円)

期 別 種 類		前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)					前連結会計年度 (平成12年3月31日現在)				
		中間連結貸借 対照表価額	時 価	評価損益			連結貸借 対照表価額	時 価	評価損益		
					うち評価益	うち評価損				うち評価益	うち評価損
有価証券	債 券	337,296	340,902	3,605	11,543	7,938	427,171	431,895	4,723	17,348	12,625
	株 式	3,330,224	3,925,381	595,157	848,009	252,852	3,410,663	4,026,006	615,342	1,067,009	451,666
	そ の 他	484,452	477,275	△7,177	7,357	14,534	380,374	379,036	△1,337	5,508	6,846
合 計		4,151,973	4,743,558	591,585	866,911	275,325	4,218,209	4,836,937	618,728	1,089,867	471,138

(注) 1. 本表記載の有価証券は、上場有価証券（債券は、国債、地方債、社債であります。）を対象としております。
 なお、上場債券の時価は、主として東京証券取引所の最終価格又は日本証券業協会が発表する公社債店頭（基準）気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格によっております。その他の上場有価証券の時価は、主として東京証券取引所の最終価格によっております。

2. 非上場有価証券のうち時価相当額として価格等の算定が可能なものは、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

期 別 種 類		前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)					前連結会計年度 (平成12年3月31日現在)				
		中間連結貸借 対照表価額	時価相当額	評価損益			連結貸借 対照表価額	時価相当額	評価損益		
					うち評価益	うち評価損				うち評価益	うち評価損
有価証券	債 券	1,564,400	1,563,103	△1,297	8,510	9,808	1,920,950	1,911,258	△9,691	2,989	12,680
	株 式	57,857	118,479	60,621	67,240	6,619	55,120	106,316	51,196	57,208	6,011
	そ の 他	430,789	408,890	△21,898	1,950	23,849	307,822	302,307	△5,514	566	6,081
合 計		2,053,047	2,090,473	37,426	77,702	40,276	2,283,892	2,319,883	35,990	60,764	24,774

非上場有価証券の時価相当額は、店頭売買有価証券については日本証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については日本証券業協会が発表する公社債店頭（基準）気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格、米国の店頭売買有価証券については全米証券業協会のNASDAQによる売買価格等によっております。

3. 時価情報開示対象有価証券から除いた有価証券の（中間）連結貸借対照表価額は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

期 別 種 類		前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成12年3月31日現在)
有 価 証 券	債 券	349,391	327,672
	株 式	147,783	143,987
	そ の 他	488,628	614,823

4. 特定取引勘定にて経理しております商品有価証券及び特定取引有価証券につきましては、時価評価を行い、当該評価損益を（中間）連結損益計算書に計上しておりますのでここでの記載を省略しております。

(金銭の信託の時価等関係)

(金額単位 百万円)

期 別 種 類	前中間連結会計期間末（平成11年9月30日現在）					前連結会計年度（平成12年3月31日現在）				
	中間連結貸借 対照表価額	時 価 等	評価損益			連 結 貸 借 対照表価額	時 価 等	評価損益		
				うち評価益	うち評価損				うち評価益	うち評価損
金 銭 の 信 託	99,919	99,702	△216	256	473	76,236	74,576	△1,660	248	1,909

(注) 時価等の算定は、以下により金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっております。

1. 上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格又は日本証券業協会が発表する公社債店頭（基準）気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格によっております。
2. 店頭売買株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっております。

(デリバティブ取引関係)

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
		契約額等	時 価	評価損益
取引所	金利先物			
	売 建	4,024,840	47,543	47,543
	買 建	8,347,274	△8,086	△8,086
	金利オプション			
	売 建	391,107	372	105
	買 建	371,154	2,064	1,402
店頭	金利先渡契約			
	売 建	20,190,362	4,790	4,790
	買 建	17,208,147	△4,793	△4,793
	金利スワップ	387,791,044	△110,253	△110,253
	金利オプション			
	売 建	-	-	-
	買 建	-	-	-
	その他の			
	売 建	4,083,522	△31,225	△31,225
	買 建	2,747,014	32,069	32,069
	合 計		△67,517	△68,447

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. その他はスワップション、キャップ・フロアー取引であります。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
		契約額等	時 価	評価損益
店頭	通貨スワップ	9,590,268	△61,902	△65,861

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2.の取引は、上記記載から除いております。
2. 「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

種類	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
	契約額等	時 価	評価損益
通貨スワップ	1,325,815	△1,574	7,678

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区 分	種 類	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)	
		契 約 額 等	
取引所	通貨先物		
	売 建		1,187
	買 建		266
	通貨オプション		
	売 建 買 建		- -
店頭	為替予約		
	売 建		8,152,582
	買 建		10,370,737
	通貨オプション		
	売 建		2,108,333
	買 建		1,893,828
	その他の		
	売 建 買 建		- -

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区 分	種 類	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
		契約額等	時 価	評価損益
取引所	株式指数先物			
	売 建	7,155	94	94
	買 建	7,236	△127	△127
	株式指数オプション			
	売 建 買 建	2,760 640	5 6	8 △4
店頭	有価証券店頭オプション			
	売 建	1,292	19	5
	買 建	201	2	2
	有価証券店頭指数等スワップ	-	-	-
	その他の			
	売 建 買 建	- -	- -	- -
	合 計		1	△19

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区 分	種 類	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
		契約額等	時 価	評価損益
取引所	債券先物			
	売 建	506,991	3,350	3,350
	買 建	671,720	△12,073	△12,073
	債券先物オプション			
	売 建	872,973	202	138
	買 建	762,778	485	307
店頭	債券店頭オプション			
	売 建	15,228	25	25
	買 建	-	-	-
	その他の			
	売 建	-	-	-
	買 建	-	-	-
	合 計		△8,009	△8,251

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引

商品関連取引は取扱っておりません。

(6) その他のデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区 分	種 類	当中間連結会計期間末 (平成12年9月30日現在)		
		契約額等	時 価	評価損益
店頭	クレジットデリバティブ			
	売 建	29,493	21	6
	買 建	479,696	△6	△4
	天候オプション			
	売 建	30	2	2
	買 建	30	0	0
	その他の			
	売 建	-	-	-
	買 建	-	-	-
	合 計		18	5

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. クレジットデリバティブの「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前中間連結会計期間(平成11年4月1日から平成11年9月30日まで)

(1) 取引の内容

当行は、お客さまのリスクヘッジニーズにお応えするため、また当行自身のリスクヘッジや収益確保の手段として、以下の多様なデリバティブ取引(金融派生商品)の取り扱いを行っております。

- A. 金利派生商品：金利スワップ、金利先渡し取引(FRA)、金利先物、金利先物オプション、金利オプション
- B. 為替派生商品：通貨先物、通貨先物オプション、通貨オプション、通貨スワップ、為替先渡し取引(FXA)
- C. 債券派生商品：債券先物、債券先物オプション、債券現物オプション
- D. 株式派生商品：株式先物、株式先物オプション
- E. その他：クレジットデリバティブ

(2) 取組方針、利用目的

当行は、「お客さまのリスクヘッジニーズへの対応」、「資産・負債の総合管理(ALM)でのリスクヘッジ」及び「市場取引業務」にデリバティブ取引を活用しております。

(3) リスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下のとおりであります。

- A. 信用リスク：取引相手が支払不能になるリスク(市場で同じ取引を再構築する為の再構築コストが発生するリスク)
- B. 市場リスク：金利、為替など市場の変動によって損失が発生するリスク
- C. 市場流動性リスク：必要な時にリスクを手仕舞いする取引が不可能になるか、極めて困難になり、手仕舞いまでに長期間を要し、VaR(注)で想定する以上の損失を被るリスク
- D. 資金繰りリスク：取引を履行するために必要な資金調達が困難となるリスク

(注) VaR(バリュー・アット・リスク)とは、市場の不利な動きに対し、一定期間・一定確率の下で保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VaRの金額は一定期間・一定確率の設定、市場の変動の計測の仕方(計測モデルと呼びます)によって異なります。

(4) リスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

当行は、システムにより定期的に再構築コストを計測できる体制を整備しており、信用リスク管理に役立てております。また、日々高度化するデリバティブ取引に対応すべく、信用リスクの考え方や計量方法の一層の高度化に取り組んでおります。

個別の取引先についての信用リスクは、取引先の信用度に応じて審査担当部が取引限度額を設定しております。また、取引種類毎に取引限度額を設定し、それぞれの取引限度を超えないように厳格に管理しております。

自己資本比率(国際統一基準)の算出対象となる取引の信用リスク相当額(与信相当額)は以下のとおりであります。

(金額単位 億円)

種 類	前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)
金 利 ス ワ ッ プ	37,498
通 貨 ス ワ ッ プ	3,378
先 物 外 国 為 替 取 引	4,199
金 利 オ プ シ ョ ン (買)	396
通 貨 オ プ シ ョ ン (買)	434
そ の 他 の 金 融 派 生 商 品	413
一括清算ネットティング契約 による与信相当額削減効果	△31,759
合 計	14,560

(注) 計数は、自己資本比率(国際統一基準)に基づく連結ベースで算出しております。

B. 市場リスク管理体制

当行は、円預貸金金利リスクの総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての磐石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理（注）し、市場予測の精度を高め、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

（注） 当行の有する市場リスクを海外現地法人を含め内外合算で総合的に把握し、評価・管理する部署として「総合リスク評価部」を設置し、中立的な判断を下すためにフロントセクション、バックオフィスとは独立したセクションとしております。「総合リスク評価部」では、市場リスクの評価・管理手法及び信用リスクの評価手法の一層の高度化も進めております。また円預貸金金利リスクの総合管理（ALM）に係るヘッジ方針を意思決定する場として毎月副頭取主宰で開催している「ALM・市場リスク委員会」において、市場取引に関する収益状況や保有するリスクの量なども報告しております。日次でも、取引部署毎に取引の運営状況・損益などを経営陣に報告するのに加え、当行全体の市場リスクをマクロ的に評価し、電子メールで経営陣に報告しております。

当行のVaR（計量対象範囲は、政策投資株式の価格変動リスクを除く、大宗の市場取引をカバー）は以下のとおりであります。

（a） VaRの範囲、前提等

- ・信頼水準：片側（one-tailed）99.0％（両側98％）
- ・保有期間：1日
- ・変動計測のための市場データの標本期間：6ヶ月
- ・商品間の価格変動の相関を考慮

（b） 対象期間中のVaRの実績

- ・最大値：369億円
- ・平均値：280億円

前連結会計年度(平成11年4月1日から平成12年3月31日まで)

（1） 取引の内容

当行及び連結子会社は、お客さまのリスクヘッジニーズにお応えするため、また当行及び連結子会社自身のリスクヘッジや収益確保の手段として、主に以下のデリバティブ取引（金融派生商品）を行っております。

- A. 金利派生商品：金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション
- B. 為替派生商品：通貨先物、通貨先物オプション、通貨オプション、通貨スワップ、為替先渡取引（FXA）
- C. 債券派生商品：債券先物、債券先物オプション、債券現物オプション
- D. 株式派生商品：株式先物、株式先物オプション
- E. その他：クレジットデリバティブ

（2） 取組方針、利用目的

当行及び連結子会社は、「お客さまのリスクヘッジニーズへの対応」、「資産・負債の総合管理（ALM）でのリスクヘッジ」及び「市場取引業務」にデリバティブ取引を活用しております。

（3） リスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下のとおりであります。

- A. 信用リスク：取引相手が支払不能になるリスク（市場で同じ取引を再構築する為の再構築コストが発生するリスク）
- B. 市場リスク：金利、為替など市場の変動によって損失が発生するリスク
- C. 市場流動性リスク：必要な時にリスクを手仕舞いする取引が不可能になるか、極めて困難になり、手仕舞いまでに長期間を要し、VaR（注）で想定する以上の損失を被るリスク
- D. 資金繰りリスク：取引を履行するために必要な資金調達が困難となるリスク

（注） VaR（バリュー・アット・リスク）とは、市場の不利な動きに対し、一定期間・一定確率の下で保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VaRの金額は一定期間・一定確率の設定、市場の変動の計測の仕方（計測モデルと呼びます）によって異なります。

(4) リスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

当行は、システムにより定期的に再構築コストを計測できる体制を整備しており、信用リスク管理に役立てております。また、日々高度化するデリバティブ取引に対応すべく、信用リスクの考え方や計量方法の一層の高度化に取り組んでおります。

個別の取引先についての信用リスクは、取引先の信用度に応じて審査担当部が取引限度額を設定しております。また、取引種類毎に取引限度額を設定し、それぞれの取引限度を超えないように厳格に管理しております。

自己資本比率（国際統一基準）の算出対象となる取引の信用リスク相当額（与信相当額）は以下のとおりであります。

(金額単位 億円)	
種 類	前 連 結 会 計 年 度 (平成12年3月31日現在)
金 利 ス ワ ッ プ	31,914
通 貨 ス ワ ッ プ	2,608
先 物 外 国 為 替 取 引	4,718
金利オプション（買）	373
通貨オプション（買）	419
その他の金融派生商品	399
一括清算ネットティング契約 による与信相当額削減効果	△27,360
合 計	13,073

(注) 計数は、自己資本比率（国際統一基準）に基づく連結ベースで算出しております。

B. 市場リスク管理体制

当行は、円預貸金金利リスクの総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての磐石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理（注）し、市場予測の精度を高め、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

(注) 当行の有する市場リスクを海外現地法人を含め内外合算で総合的に把握し、評価・管理する部署として「総合リスク評価部」を設置し、中立的な判断を下すためにフロントセクション、バックオフィスとは独立したセクションとしております。「総合リスク評価部」では、市場リスクの評価・管理手法及び信用リスクの評価手法の一層の高度化も進めております。また円預貸金金利リスクの総合管理（ALM）に係るヘッジ方針を意思決定する場として毎月副頭取主宰で開催している「ALM・市場リスク委員会」において、市場取引に関する収益状況や保有するリスクの量なども報告しております。日次でも、取引部署毎に取引の運営状況・損益などを経営陣に報告するのに加え、当行全体の市場リスクをマクロ的に評価し、電子メールで経営陣に報告しております。

当行及び連結子会社（富士証券、FCMC、FSI）のVaR（計量対象範囲は、政策投資株式の価格変動リスクを除く、大宗の市場取引をカバー）は以下のとおりであります。

(a) VaRの範囲、前提等

- ・信頼水準：片側（one-tailed）99.0％（両側98％）
- ・保有期間：1日
- ・変動計測のための市場データの標本期間：6ヶ月
- ・商品間の価格変動の相関を考慮

(b) 対象期間中のVaRの実績

- ・最大値：369億円
- ・平均値：206億円

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)				前連結会計年度(平成12年3月31日現在)			
		契約額等		時 価	評価損益	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
取引所	金利先物	103,915	—	103,957	△41	22,528	—	19,298	3,229
	売	28,707	—	28,689	△17	74,826	—	74,817	△8
	金利オプション	—	—	—	—	—	—	—	—
	売	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	コ	—	—	—	—	—	—	—	—
	プ	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	買	—	—	—	—	—	—	—	—
店頭	金利先物	1,568	—	0	0	6,927	—	0	0
	売	1,568	—	△0	△0	6,927	—	△0	△0
	金利スワップ	41,572,473	24,303,708	361,573	361,573	52,726,523	36,287,297	209,763	209,763
	受取固定・支払変動	47,688,811	25,219,520	△547,144	△547,144	57,178,074	35,686,108	△284,206	△284,206
	受取変動・支払固定	1,750,628	436,969	△1,481	△1,481	775,858	189,779	△503	△503
	受取変動・支払変動	31,284	30,103	10	10	68,649	33,685	△365	△365
	金利オプション	—	—	—	—	—	—	—	—
	売	104,002	1,002	△103	△103	2,500	2,500	△21	△21
	コ	3,000	—	△3	△3	3,000	—	△10	△10
	プ	7,382	5,882	48	48	—	—	—	—
	買	13,778	4,278	△31	△31	6,000	—	3	3
	コ	—	—	—	—	—	—	—	—
	プ	290,917	259,297	—	—	320,088	287,430	—	—
	その他	(108)	—	3,299	3,299	(78)	—	△2,623	△2,544
	売	278,597	260,859	△2,017	△2,017	320,725	269,261	2,544	2,536
	買	(11)	—	—	—	(8)	—	—	—
合 計					△185,908				△72,130

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. 時価及び評価損益には、オンバランス取引のヘッジ目的の取引が含まれております。

3. 金利スワップの時価及び評価損益には損益計上している経過利息部分(前連結会計年度130,566百万円)が含まれております。

4. ()内は(中間)連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

5. その他はキャップ・フロアー取引であります。

6. 特定取引（トレーディング取引）に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を（中間）連結損益計算書に計上しておりますので上記記載から除いております。
特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は下記のとおりであります。

（金額単位 百万円）

区分	種類	前中間連結会計期間末 （平成11年9月30日現在）		前連結会計年度 （平成12年3月31日現在）	
		契約額等	時価	契約額等	時価
取引所	金利先物				
	売	16,581,487	16,587,238	13,285,670	13,286,498
	買	35,675,661	35,681,200	23,870,222	23,871,281
	金利オプション				
	売				
	コール	2,403,325	△347	56,309	
	プット	2,755,658	△991	(29)	△5
	買			(47)	△63
店頭	金利先物				
	売	19,828,152	1,772	16,755,644	3,510
	買	18,375,023	3,133	16,519,247	△3,904
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	176,304,339	△921,407	181,911,477	△574,500
	受取変動・支払固定	178,603,683	950,079	177,537,408	404,901
	受取変動・支払変動	11,275,091	3,144	7,092,974	1,658
	受取固定・支払固定	219,730	2,771	75,087	3,229
その他	その他の				
	売	3,090,209	△31,792	3,636,229	
	買	4,417,967	26,761	(47,608)	△28,832
				3,248,455	
				(39,926)	24,742

- （注）1. （ ）内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。
2. その他はスワップション、キャップ・フロアー取引であります。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分		種類	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)				前連結会計年度(平成12年3月31日現在)			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超			
店頭	通貨スワップ	4,418,386	995,140	25,756	25,756	4,916,105	773,432	△8,834	△8,834	
	うち米ドル	3,725,217	879,158	139,188	139,188	4,240,814	703,088	81,603	81,603	
	うち英ポンド	288,637	21,635	3,986	3,986	245,261	8,699	2,630	2,630	
	うちユーロ	108,725	762	1,863	1,863	81,336	—	280	280	
	うち独マルク	9,967	9,153	997	997	74,087	8,440	6,711	6,711	
	うち豪ドル	48,176	17,991	710	710	29,222	14,213	△170	△170	
	うちその他	237,662	66,437	△120,989	△120,989	245,384	38,990	△99,890	△99,890	
	為替予約	248	—	236	△12	187	—	180	7	
	通貨オプション	—	—	—	—	—	—	—	—	
	通貨コール	—	—	—	—	—	—	—	—	
	通貨プット	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—	
	通貨コール	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—	
	通貨プット	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—	
	通貨コール	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—	
	通貨プット	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—	
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 1. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2. 時価及び評価損益には、資金関連スワップ等オンバランス取引のヘッジ目的の取引が含まれております。

3. 時価及び評価損益には、損益計上している経過利息部分(前連結会計年度△8,724百万円)が含まれております。

4. 特定取引(トレーディング取引)に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を(中間)連結損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。

特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は下記のとおりであります。

(金額単位 百万円)

区分	種類	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)		前連結会計年度(平成12年3月31日現在)	
		契約額等	時価	契約額等	時価
店頭	通貨スワップ	7,657,032	16,772	7,929,138	54,714
	うち米ドル	5,545,312	109,829	4,108,831	23,984
	うち英ポンド	—	—	195,807	24,047
	うち独マルク	—	—	98,575	58,160
	うちユーロ	147,366	△41	—	—
	うち豪ドル	432,696	△6,728	422,408	△3,888
	うちその他	1,531,658	△86,288	3,103,515	△47,590

5. 先物為替予約、通貨オプション等のうち、(中間)連結会計年度(期間)末日に引直しを行い、その損益を(中間)連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の(中間)連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

		(金額単位 百万円)	
区分	種類	前中間連結会計期間末 (平成11年9月30日現在)	前連結会計年度 (平成12年3月31日現在)
		契約額等	契約額等
取引所	通貨先物	—	378
	売買	—	379
	通貨オプション		
	売	—	—
	コール	(—)	(—)
	プット	—	—
	買	(—)	(—)
	コール	—	—
店頭	プット	(—)	(—)
	為替予約		
	売買	6,917,610	6,826,376
	通貨オプション	7,225,936	6,526,908
	売		
	コール	730,208	531,027
	プット	(13,304)	(20,927)
	買	570,237	613,227
	コール	(17,395)	(12,048)
	プット		
頭	買	750,960	519,804
	コール	(13,087)	(21,624)
	プット	560,451	550,211
	その他の	(17,999)	(12,059)
	売買	—	—

(注) () 内は(中間)連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)				前連結会計年度(平成12年3月31日現在)			
		契約額等	うち1年超	時 価	評価損益	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
取引所	株式指数先物	65,074	—	66,146	△1,072	41,374	—	46,879	△5,505
	売	31,668	—	31,719	51	7,942	—	8,143	201
	買								
	株式指数オプション								
	売	1,232	—			—	—		
	コール	(5)	—	3	2	(—)	—	—	—
	プット	3,055	—			—	—		
	買	(23)	—	19	4	(—)	—	—	—
店頭	買	7,748	—			—	—		
	コール	(40)	—	8	△32	(—)	—	—	—
	プット	792	—			—	—		
	買	(8)	—	2	△6	(—)	—	—	—
	有価証券店頭オプション								
	売	—	—			—	—		
	コール	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	プット	—	—	—	—	(—)	—	—	—
店頭	買	(—)	—			—	—		
	コール	—	—	—	—	(—)	—	—	—
	プット	—	—	—	—	(—)	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ								
	株価指数変化率受取	—	—	—	—	—	—	—	—
	・短期変動金利支払	—	—	—	—	—	—	—	—
	短期変動金利受取	—	—	—	—	—	—	—	—
	・株価指数変化率支払	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	売	—	—			—	—		
	買	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	買	—	—	—	—	(—)	—	—	—
合 計					△1,052				△5,303

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

2. ()内は(中間)連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

3. 特定取引（トレーディング取引）に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、その評価損益を（中間）連結損益計算書に計上しておりますので上記記載から除いております。
特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は下記のとおりであります。

（金額単位 百万円）

区分	種類	前中間連結会計期間末 （平成11年9月30日現在）		前連結会計年度 （平成12年3月31日現在）	
		契約額等	時価	契約額等	時価
取引所	株式指数先物	—	—	—	—
	売	—	—	4,214	4,231
	買	335	334	3,298	3,324
	株式指数オプション	—	—	—	—
	売	—	—	—	—
	コ	453	—	—	—
	—	(5)	5	(—)	—
	プット	1,251	—	—	—
店	買	(23)	20	(—)	—
	コ	1,178	—	—	—
	—	(14)	15	(—)	—
	プット	1,149	—	—	—
	買	(12)	8	(—)	—
	有価証券店頭オプション	—	—	—	—
	売	—	—	7,011	—
	コ	(—)	—	(959)	△2,297
頭	プット	(—)	—	(—)	—
	買	(—)	—	(—)	—
	コ	(—)	—	(—)	—
	—	(—)	—	(—)	—
	プット	(—)	—	7,011	—
	買	(—)	—	(959)	531
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—	—
	株価指数変化率受取	—	—	—	—
その他	・短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取	—	—	—	—
	・株価指数変化率支払	—	—	—	—
	売	—	—	—	—
買	買	—	—	—	—
	買	—	—	—	—

（注）（ ）内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種 類	前中間連結会計期間末(平成11年9月30日現在)				前連結会計年度(平成12年3月31日現在)			
		契約額等	うち1年超	時 価	評価損益	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
取引所	債券先物	965,424	—	978,945	△13,521	1,622,235	—	1,640,421	△18,185
	売 建	42,942	—	42,459	△483	71,173	—	71,389	215
	債券先物オプション								
	売 建	8,556	—			10,000	—		
	コ ー ル	(44)	—	17	27	(64)	—	85	△21
	プ ッ ト	5,347	—			10,000	—		
	(24)			28	△4	(78)		31	46
	買 建	3,208	—			—	—		
店頭	コ ー ル	(23)	—	15	△8	(—)	—	—	—
	プ ッ ト	2,139	—			—	—		
	(15)			20	4	(—)		—	—
	債券店頭オプション								
	売 建	—	—			—	—		
	コ ー ル	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	プ ッ ト	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	買 建	—	—			—	—		
店 頭	コ ー ル	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	プ ッ ト	(—)	—	—	—	(—)	—	—	—
	そ の 他 建	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計					△13,985				△17,944

(注) 1. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

2. () 内は(中間)連結貸借対照表に計上したオプション料であります。

3. 特定取引（トレーディング取引）に含まれますデリバティブ取引につきましては、時価評価を行い、評価損益を（中間）連結損益計算書に計上しておりますので、上記記載から除いております。
特定取引に含まれますデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

（金額単位 百万円）

区分	種類	前中間連結会計期間末 （平成11年9月30日現在）		前連結会計年度 （平成12年3月31日現在）	
		契約額等	時 価	契約額等	時 価
取引所	債券先物	46,662	46,599	242,223	243,528
	売建	137,124	139,830	599,897	601,066
	買建				
	債券先物オプション				
	売建	—	—	428,376	
	コ ー ル	(—)		(350)	△624
	プ ッ ト	17,800		523,928	
	買建	(78)	50	(646)	△498
	コ ー ル	31,400		575,852	
	プ ッ ト	(218)	376	(291)	427
店頭	債券先物	35,446		308,955	
	売建	(28)	7	(635)	459
	買建				
	債券店頭オプション				
	売建	51,000		—	
	コ ー ル	(429)	457	(—)	—
	プ ッ ト	160,000		266,000	
	買建	(1,046)	531	(784)	△458
	コ ー ル	245,000		285,000	
	プ ッ ト	(1,428)	2,037	(1,332)	2,416
その他	債券店頭オプション	56,000		245,000	
	売建	(216)	45	(977)	774
	買建				
	その他	—	—	—	—

（注）（ ）内は契約額等に係る当初の受払オプション料であります。

(5) 商品関連取引

商品関連取引は取扱っておりません。

(6) クレジットデリバティブ取引

（金額単位 百万円）

区分	種類	前中間連結会計期間末（平成11年9月30日現在）				前連結会計年度（平成12年3月31日現在）			
		契約額等	うち1年超	時 価	評価損益	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
店頭	売建	9,000	8,000	33	33	12,000	11,000	56	70
	買建	2,199	2,199	△4	△4	1,390	1,390	△5	△7
	計				29				63

（注）1. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

前中間連結会計期間（自 平成11年4月1日 至 平成11年9月30日）

(金額単位 百万円)

	日 本	米 州	アジア・ オセアニア	欧 州	計	消 去 又 は 全 社	連 結
経 常 収 益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,025,397	283,079	99,835	45,213	1,453,526	—	1,453,526
(2) セグメント間の内部経常収益	107,379	46,961	66,786	17,231	238,359	(238,359)	—
計	1,132,777	330,041	166,622	62,444	1,691,886	(238,359)	1,453,526
経 常 費 用	1,086,827	295,886	153,758	61,710	1,598,183	(239,561)	1,358,621
経 常 利 益 (△は経常損失)	45,950	34,155	12,863	733	93,702	(△1,201)	94,904

当中間連結会計期間（自 平成12年4月1日 至 平成12年9月30日）

(金額単位 百万円)

	日 本	米 州	アジア・ オセアニア	欧 州	計	消 去 又 は 全 社	連 結
経 常 収 益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,199,482	254,327	161,749	57,084	1,672,643	—	1,672,643
(2) セグメント間の内部経常収益	101,037	25,044	54,878	12,403	193,364	(193,364)	—
計	1,300,519	279,372	216,628	69,488	1,866,008	(193,364)	1,672,643
経 常 費 用	1,153,179	237,088	206,466	69,567	1,666,302	(190,136)	1,476,166
経 常 利 益 (△は経常損失)	147,340	42,283	10,161	△79	199,706	(3,228)	196,477

前連結会計年度（自 平成11年4月1日 至 平成12年3月31日）

(金額単位 百万円)

	日 本	米 州	アジア・ オセアニア	欧 州	計	消 去 又 は 全 社	連 結
経 常 収 益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,239,508	483,881	205,882	88,242	3,017,516	—	3,017,516
(2) セグメント間の内部経常収益	177,326	50,916	142,806	28,429	399,479	(399,479)	—
計	2,416,835	534,798	348,689	116,672	3,416,995	(399,479)	3,017,516
経 常 費 用	2,278,467	470,556	325,871	110,959	3,185,854	(397,568)	2,788,286
経 常 利 益	138,368	64,241	22,818	5,712	231,140	(1,910)	229,229

- (注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 米州には、カナダ・アメリカ等が属しております。アジア・オセアニアには、香港・シンガポール等が属しております。欧州には、イギリス等が属しております。
3. 当中間連結会計期間から退職給付に係る会計基準を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は日本について530百万円減少し、米州について5百万円、アジア・オセアニアについて6百万円、欧州について2百万円それぞれ増加しております。
4. 当中間連結会計期間から金融商品に係る会計基準を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は日本について1,613百万円、米州について235百万円、欧州について37百万円それぞれ増加し、アジア・オセアニアについて19百万円減少しております。

3. 海外経常収益

(金額単位 百万円)

期 別	海外経常収益	連結経常収益	海外経常収益の連結 経常収益に占める割合
前中間連結会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	428,128	1,453,526	% 29.5
当中間連結会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	473,161	1,672,643	% 28.2
前連結会計年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕	778,007	3,017,516	% 25.8

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2. 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
連結ベースの 1株当たり純資産額	370.45円	358.71円	374.80円
連結ベースの 1株当たり中間(当期)純利益	6.82円	16.82円	12.77円
連結ベースの 潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	6.64円	16.30円	12.44円

- (注) 1. 連結ベースの1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末の発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
2. 連結ベースの1株当たり当期純利益及び連結ベースの1株当たり中間純利益は、連結当期純利益、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 〔自平成11年4月1日 至平成11年9月30日〕	当中間連結会計期間 〔自平成12年4月1日 至平成12年9月30日〕	前連結会計年度 〔自平成11年4月1日 至平成12年3月31日〕																
1. 安田信託銀行株式会社の営業一部譲渡について 当行の子会社である安田信託銀行株式会社は、平成11年4月16日に第一勧業富士信託銀行株式会社と締結した営業譲渡契約に基づき、同年10月1日をもって、財産管理部門を第一勧業富士信託銀行株式会社へ譲渡いたしました。営業譲渡の概要は以下のとおりであります。 (1) 営業譲渡先の概要 ①名 称：第一勧業富士信託銀行株式会社 ②所在地：東京都千代田区丸の内1丁目6番2号 ③代表者：代表取締役社長 山田正次 ④資本金：1,000億円 (2) 営業譲渡の目的 当企業集団における信託業務をより効率的に遂行し、更に安田信託銀行株式会社の財務体質強化を図るため、営業譲渡をいたしました。 (3) 営業譲渡する業務 安田信託銀行株式会社の財産管理部門 ①企業年金等の運用・管理業務 ②特定金銭信託、証券投資信託等の資産管理業務 ③証券代行業務 (4) 譲渡価額 1,400億円	当行の子会社である富士証券株式会社は、平成12年10月1日に第一勧業証券株式会社および興銀証券株式会社と合併いたしました。合併の概要は以下のとおりであります。 (1) 合併の目的 本件合併は、当行、株式会社第一勧業銀行、株式会社日本興業銀行の間で平成11年12月に調印された全面的統合に関する契約の一環として行われたものです。 (2) 合併の方法等 ①合併方法 富士証券株式会社、第一勧業証券株式会社、興銀証券株式会社は対等互譲の精神で合併し、存続会社は興銀証券株式会社といたしました。 ②合併比率 <table><tr><td>商 号</td><td>富士証券株式会社</td><td>第一勧業証券株式会社</td><td>興銀証券株式会社</td></tr><tr><td>合併比率</td><td>0.87</td><td>1.12</td><td>1.00</td></tr></table> (3) 商号の変更 興銀証券株式会社は商号をみずほ証券株式会社に變更いたしました。 (4) 合併後の資本金 1,502億円 なお、合併後の出資比率は、当行23.17%、株式会社第一勧業銀行33.55%、株式会社日本興業銀行43.28%であります。	商 号	富士証券株式会社	第一勧業証券株式会社	興銀証券株式会社	合併比率	0.87	1.12	1.00	当行の子会社である富士証券株式会社は、平成12年5月25日に第一勧業証券株式会社および興銀証券株式会社と合併契約を締結いたしました。合併の概要は以下のとおりであります。 (1) 合併の目的 本件合併は、当行、株式会社第一勧業銀行、株式会社日本興業銀行の間で平成11年12月に調印された全面的統合に関する契約の一環として行われるものです。 (2) 合併の方法等 ①合併期日 平成12年10月1日 ②合併方法 富士証券株式会社、第一勧業証券株式会社、興銀証券株式会社は対等互譲の精神で合併し、存続会社は興銀証券株式会社といたしました。 ③合併比率 <table><tr><td>商 号</td><td>富士証券株式会社</td><td>第一勧業証券株式会社</td><td>興銀証券株式会社</td></tr><tr><td>合併比率</td><td>0.87</td><td>1.12</td><td>1.00</td></tr></table> (3) 商号の変更 興銀証券株式会社は商号をみずほ証券株式会社に變更いたします。 (4) 合併後の資本金 1,502億円 なお、合併後の出資比率は、当行23.17%、株式会社第一勧業銀行33.55%、株式会社日本興業銀行43.28%であります。 (5) 合併の条件 関係当局による許認可を条件とします。	商 号	富士証券株式会社	第一勧業証券株式会社	興銀証券株式会社	合併比率	0.87	1.12	1.00
商 号	富士証券株式会社	第一勧業証券株式会社	興銀証券株式会社															
合併比率	0.87	1.12	1.00															
商 号	富士証券株式会社	第一勧業証券株式会社	興銀証券株式会社															
合併比率	0.87	1.12	1.00															

(2) そ の 他

該当ありません。

中 間 監 査 報 告 書

平成11年12月21日

株式会社 富 士 銀 行
頭 取 山 本 恵 朗 殿

太 田 昭 和 監 査 法 人

代表社員
関与社員 公認会計士

河 本 好 夫 

代表社員
関与社員 公認会計士

鈴木 啓 之 

代表社員
関与社員 公認会計士

坂 本 道 美 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社富士銀行の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの第133期事業年度の中間会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社富士銀行の平成11年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成11年4月1日から平成11年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間監査報告書

平成12年12月22日

株式会社 富士銀行
頭取 山本 恵朗 殿

監査法人 太田昭和センチュリー

代表社員
関与社員 公認会計士

天 良 好 夫 

代表社員
関与社員 公認会計士

鈴 本 道 美 

代表社員
関与社員 公認会計士

坂 本 道 美 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社富士銀行の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの第134期事業年度の中間会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社富士銀行の平成12年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成12年4月1日から平成12年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

（注）会社は、当中間会計期間より中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準及び金融商品に係る会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により中間財務諸表を作成している。

以 上

2. 中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

① 中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位 百万円)

期 別 科 目	前 中 間 会 計 期 間 末		当 中 間 会 計 期 間 末		前事業年度末要約貸借対照表	
	(平成11年9月30日)		(平成12年9月30日)		(平成12年3月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
現 金 預 け 金※9	2,276,812	4.99	2,448,280	5.01	2,541,682	5.41
コ ー ル ロ ー ン	107,779	0.23	176,394	0.36	95,067	0.20
買 入 手 形	—	—	40,000	0.08	76,900	0.16
買 入 金 銭 債 権	26,664	0.06	56,556	0.12	34,983	0.08
特 定 取 引 資 産※2	1,180,277	2.58	1,447,247	2.96	1,163,889	2.48
金 銭 の 信 託	57,654	0.13	49,704	0.10	50,401	0.11
有 価 証 券※1,2,9	5,819,111	12.75	8,838,659	18.07	6,427,786	13.67
(うち自己株式)※3	(21)	(0.00)	(—)	(—)	(9)	(0.00)
貸 出 金※4,5,6,7,8,9	30,251,620	66.27	30,439,095	62.24	31,267,681	66.51
外 国 為 替	350,936	0.77	310,457	0.63	316,136	0.67
そ の 他 資 産※2,9,10	1,469,759	3.22	1,706,103	3.49	1,594,605	3.39
動 産 不 動 産※9,11,12,16	537,250	1.18	518,728	1.06	525,119	1.12
繰 延 税 金 資 産	696,425	1.52	561,107	1.15	605,896	1.29
支 払 承 諾 見 返	2,875,268	6.30	2,847,288	5.82	2,800,360	5.96
貸 倒 引 当 金	—	—	△415,796	△0.85	△464,024	△0.99
投 資 損 失 引 当 金	—	—	△119,536	△0.24	△27,037	△0.06
資 産 の 部 合 計	45,649,560	100.00	48,904,292	100.00	47,009,449	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位 百万円)

期 別 科 目	前 中 間 会 計 期 間 末 (平成11年9月30日)		当 中 間 会 計 期 間 末 (平成12年9月30日)		前事業年度末要約貸借対照表 (平成12年3月31日)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
預 金 ※9	27,810,814	60.92	28,049,974	57.36	27,405,209	58.30
譲 渡 性 預 金	2,670,101	5.85	5,156,663	10.54	4,610,351	9.81
コ ー ル マ ネ ー ※9	3,429,337	7.51	2,206,931	4.51	3,401,390	7.23
売 渡 手 形 ※9	246,841	0.54	115,950	0.24	259,710	0.55
コマーシャル・ペーパー	556,000	1.22	140,000	0.29	565,000	1.20
特 定 取 引 負 債	768,205	1.68	609,553	1.25	691,730	1.47
借 用 金 ※9,13	1,903,398	4.17	1,922,672	3.93	2,028,227	4.31
外 国 為 替 債 ※14	194,809	0.43	71,288	0.15	140,514	0.30
社 債 ※14	300,000	0.66	300,000	0.61	300,000	0.64
転 換 社 債	4,501	0.01	—	—	—	—
約 定 見 返 勘 定	—	—	2,702,749	5.53	—	—
そ の 他 負 債	1,752,968	3.84	2,055,643	4.19	2,103,427	4.47
貸 倒 引 当 金	414,004	0.91	—	—	—	—
投 資 損 失 引 当 金	19,173	0.04	—	—	—	—
退 職 給 与 引 当 金	44,782	0.10	—	—	44,693	0.10
退 職 給 付 引 当 金	—	—	51,472	0.11	—	—
債 権 売 却 損 失 引 当 金	111,657	0.24	85,898	0.18	110,619	0.24
特定債務者支援引当金	98,366	0.22	59,606	0.12	57,506	0.12
特 別 法 上 の 引 当 金 ※15	65	0.00	68	0.00	68	0.00
再評価に係る繰延税金負債 ※16	92,626	0.20	83,936	0.17	85,589	0.18
支 払 承 諾	2,875,268	6.30	2,847,288	5.82	2,800,360	5.96
負 債 の 部 合 計	43,292,923	94.84	46,459,699	95.00	44,604,399	94.88
資 本 金	1,038,415	2.28	1,039,544	2.13	1,039,544	2.21
資 本 準 備 金	928,779	2.03	929,907	1.90	929,907	1.98
利 益 準 備 金	98,897	0.22	105,613	0.22	102,213	0.22
再 評 価 差 額 金 ※16	129,180	0.28	136,023	0.27	135,229	0.29
そ の 他 の 剰 余 金	161,364	0.35	233,503	0.48	198,155	0.42
任 意 積 立 金	71,921	—	110,926	—	71,921	—
中間(当期)未処分利益	89,442	—	122,577	—	126,233	—
資 本 の 部 合 計	2,356,636	5.16	2,444,592	5.00	2,405,050	5.12
負債及び資本の部合計	45,649,560	100.00	48,904,292	100.00	47,009,449	100.00

② 中間損益計算書

(金額単位 百万円)

期 別 科 目	前 中 間 会 計 期 間 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成11年9月30日〕		当 中 間 会 計 期 間 〔自平成12年4月1日〕 〔至平成12年9月30日〕		前事業年度要約損益計算書 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成12年3月31日〕	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益	885,550	100.00	1,138,117	100.00	2,034,943	100.00
資 金 運 用 収 益	659,327		782,689		1,366,251	
(うち貸出金利息)	(362,052)		(366,214)		(724,641)	
(うち有価証券利息配当金)	(47,855)		(53,847)		(97,478)	
役 務 取 引 等 収 益	56,058		60,447		116,037	
特 定 取 引 収 益	3,549		14,421		11,965	
そ の 他 業 務 収 益	73,055		16,751		139,600	
そ の 他 経 常 収 益	93,560		263,808		401,089	
経 常 費 用	806,855	91.11	1,014,363	89.13	1,811,603	89.02
資 金 調 達 費 用	413,348		549,713		872,865	
(うち預金利息)	(110,455)		(153,651)		(223,316)	
役 務 取 引 等 費 用	23,481		23,517		45,352	
特 定 取 引 費 用	411		1,692		1,450	
そ の 他 業 務 費 用	48,358		8,237		113,164	
営 業 経 費 ※1	175,979		169,490		350,394	
そ の 他 経 常 費 用 ※2,5	145,274		261,712		428,375	
経 常 利 益	78,695	8.89	123,754	10.87	223,340	10.98
特 別 利 益 ※3	4,968	0.56	35,960	3.16	11,070	0.54
特 別 損 失 ※4	3,116	0.35	60,305	5.30	7,505	0.37
税引前中間(当期)純利益	80,548	9.10	99,409	8.73	226,904	11.15
法人税、住民税及び事業税	121	0.02	143	0.01	248	0.01
法 人 税 等 調 整 額	34,385	3.88	44,455	3.90	124,501	6.12
中 間 (当 期) 純 利 益	46,040	5.20	54,810	4.82	102,154	5.02
前 期 繰 越 利 益	40,966		67,240		40,966	
再評価差額金取崩額	2,435		525		3,011	
中 間 配 当 額	—		—		16,582	
中間配当に伴う利益準備金積立額	—		—		3,316	
中間(当期)未処分利益	89,442		122,577		126,233	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同 左	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(1) 有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法		デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	

	前中間会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
4. 固定資産の減価償却の方法	それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建 物 主として定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。	(1) 動産不動産 動産不動産は、それぞれ次の方法により償却しております。なお、定率法を採用しているものについては、当中間会計期間末現在の年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 建 物 主として定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 建 物 主として定額法を採用し、税法基準の償却率による。 動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。 その他 税法の定める方法による。 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。 なお、従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用しております。また、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、財務諸表の資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。

	前中間会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
5. 引当金の計上基準	貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,028,116百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は955,966百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、和議等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は959,639百万円であります。

	前中間会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
		(2) 投資損失引当金 子会社等への投資に対する損失に備えるため、財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同 左
		(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(123,118百万円)については、退職給付信託の設定により50,036百万円を一時費用処理するとともに、残額については5年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。	(3) 退職給与引当金 自己都合退職による期末要支給額に相当する額を引き当てております。
		(4) 債権売却損失引当金 (株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。	(4) 債権売却損失引当金 同 左
		(5) 特定債務者支援引当金 再建支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる金額を計上しております。 なお、この引当金は商法第287条ノ2に規定する引当金であります。	(5) 特定債務者支援引当金 同 左
		(6) 金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(6) 金融先物取引責任準備金 同 左

	前中間会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資(ただし、外貨にて調達したものを除く)、②当行発行の外債に係る負債、③その他当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資(但し、外貨にて調達したものを除く)、②その他当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。ただし、①外国法人に対する出資(但し、外貨にて調達したものを除く)、②その他当行が直物外貨建資産残高に算入することが適当でないと定めた外貨建資産は取得時、直物外貨建負債残高に算入することが適当でないと定めた外貨建負債については発生時の為替相場によっております。海外支店勘定については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法		貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))に定められた「原則的処理方法」によるヘッジを実施しており、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動がヘッジ手段であるデリバティブによって高い水準で相殺されていることを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。	

	前中間会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
9. 法人税及び 住民税の計上 方法	「(追加情報)」参照。		
10. 消費税等 の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっております。	同 左	同 左
11. 税効果会 計に関する事 項	中間会計期間に係る納付税額及 び法人税等調整額は、当期において 予定している利益処分方式による 海外投資等損失準備金の積立て及 び取崩しを前提として、当中間会計 期間に係る金額を計算しております。	同 左	

(追加情報)

前中間会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
_____	_____	1. 前事業年度まで負債の部に掲記しておりました「貸倒引当金」は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が改正されたことに伴い、当事業年度より資産の部に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は464,024百万円、負債の部は464,024百万円それぞれ減少しております。
_____	_____	2. 前事業年度まで負債の部に掲記しておりました「投資損失引当金」は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正に伴い、貸倒引当金の表示方法を変更したことに合わせて、当事業年度より資産の部に対象資産から一括控除する方法により表示しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は27,037百万円、負債の部は27,037百万円それぞれ減少しております。
_____	1. (退職給付会計) 当中間会計期間から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は1,058百万円増加し、税引前中間純利益は6,249百万円減少しております。 また、当行は当中間会計期間に退職給付信託を設定しております。この結果、税引前中間純利益は21,224百万円減少しております。 なお、退職給与引当金は、退職給付引当金に含めて表示しております。	_____
_____	2. (金融商品会計) 当中間会計期間から金融商品に係る会計基準を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブ取引の評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は4,573百万円、税引前中間純利益は4,573百万円増加しております。 また、使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券は、従来「有価証券」中の貸付有価証券に計上しておりましたが、当中間会計期間よりその種類毎に「有価証券」中の国債、地方債等に計上しております。当中間会計期間末における使用貸借又は貸貸借契約により貸し付けている有価証券は1,969百万円であります。	_____

前中間会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
_____	3. (外貨建取引等会計基準) 「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を継続適用しております。	_____
_____	4. 当中間会計期間においては、その他有価証券のうち時価のあるものについて、時価評価を行っておりません。なお、平成12年大蔵省令第10号附則第3項によるその他有価証券に係る中間貸借対照表計上額等は次のとおりであります。また、以下の金額には「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。 中間貸借対照表計上額 7,315,862百万円 時価 7,359,855百万円 差額 43,992百万円 繰延税金負債相当額 △ 16,787百万円 その他有価証券評価差額金相当額 27,204百万円	_____
_____	5. 「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)が平成12年6月9日に公布されたことから、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、当中間会計期間より前事業年度の38.76%から38.16%に変更しております。この変更により、繰延税金資産の金額は8,822百万円減少し、当中間会計期間に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債の金額は1,319百万円減少し、再評価差額金の金額は同額増加しております。	_____

表示方法の変更

前中間会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
_____	金融商品会計に係る会計基準の適用に伴い、当中間会計期間より特定取引目的以外の有価証券及びデリバティブ取引についても約定基準で認識することとなりました。これに伴い、特定取引目的の取引に加え、特定取引目的以外の取引により発生した受渡代金相当額及び決済損益相当額についても、受渡日が到来するまでの間、借方と貸方の残高を全額相殺して、「約定見返勘定」に計上することとし、既往の特定取引目的の分と併せ、当中間会計期間より独立表示することといたしました。 なお、特定取引目的については、従来より約定基準で認識しておりますが、当該取引に係る約定見返勘定は、「その他資産」又は「その他負債」に含めて表示しておりました。前中間会計期間末の「その他負債」に含まれる「約定見返勘定」の金額は、271,578百万円であります。	_____

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

前 中 間 会 計 期 間 末 (平成11年9月30日)	当 中 間 会 計 期 間 末 (平成12年9月30日)	前 事 業 年 度 末 (平成12年3月31日)
※1. 子会社の株式及び出資総額 841,356百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※3. 自己株式のうち、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。 ※4. 貸出金のうち、破綻先債権額は102,170百万円、延滞債権額は784,856百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は147,281百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は251,228百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※1. 子会社の株式及び出資総額 955,801百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 また、上記金額は、投資損失引当金控除前の金額であります。 ※2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」、「その他資産」中の保管有価証券等及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計630,195百万円含まれております。 ※4. 貸出金のうち、破綻先債権額は125,875百万円、延滞債権額は678,712百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は114,233百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は294,252百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※1. 子会社の株式及び出資総額 827,271百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 また、上記金額は、投資損失引当金控除前の金額であります。 ※3. 自己株式のうち、商法第210条ノ2第2項第3号に定める自己株式はありません。 ※4. 貸出金のうち、破綻先債権額は83,043百万円、延滞債権額は768,583百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は126,717百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は317,564百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

前 中 間 会 計 期 間 末 (平成11年9月30日)	当 中 間 会 計 期 間 末 (平成12年9月30日)	前 事 業 年 度 末 (平成12年3月31日)
※7. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,285,537百万円であります。	※7. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,213,074百万円であります。 なお、上記4. から7. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※8. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、244,649百万円であります。 ※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 661,321百万円 貸出金 1,249,825百万円 その他資産(保管有価証券等) 16,770百万円 担保資産に対応する債務 預金 153,030百万円 コールマネー 820,000百万円 売渡手形 99,000百万円 借入金 457百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 25,441百万円、有価証券912,646百万円、貸出金103,488百万円、その他資産(保管有価証券等) 137,120百万円を差し入れております。 また、子会社、関連会社の借入金等の担保のための担保提供はありません。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は70,315百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,858百万円、債券借入取引担保金は59,245百万円であります。 ※10. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は433,314百万円、繰延ヘッジ利益の総額は298,627百万円であります。 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 328,650百万円	※7. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,295,908百万円であります。 なお、上記4. から7. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 549,630百万円 貸出金 1,733,255百万円 その他資産 42,370百万円 担保資産に対応する債務 預金 400,152百万円 コールマネー 1,150,600百万円 売渡手形 244,600百万円 借入金 512百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 27,296百万円、有価証券852,442百万円、貸出金192,944百万円、その他資産126,120百万円を差し入れております。 また、子会社、関連会社の借入金等の担保のための担保提供はありません。 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 331,844百万円

前中間会計期間末 (平成11年9月30日)	当中間会計期間末 (平成12年9月30日)	前事業年度末 (平成12年3月31日)
※12. 動産不動産の圧縮記帳額 25,697百万円 動産不動産の圧縮記帳は、従来、取得価額から税法基準による圧縮限度額を直接減額する方法により行っておりましたが、当中間期からは、「圧縮記帳に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査第一委員会報告第43号)に基づき、利益処分により圧縮積立金として積み立てる方法も適用しております。この変更による税引前中間純利益への影響はございません。 ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,737,758百万円が含まれております。 ※14. 社債は全額、劣後特約付社債であります。 ※15. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金 65百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。 ※16. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。	※12. 動産不動産の圧縮記帳額 24,797百万円 ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,767,868百万円が含まれております。 ※14. 社債は全額、劣後特約付社債であります。 ※15. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金 68百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。 ※16. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。	※12. 動産不動産の圧縮記帳額 25,474百万円 動産不動産の圧縮記帳は、従来、取得価額から税法基準による圧縮限度額を直接減額する方法により行っておりましたが、当事業年度からは、「圧縮記帳に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査第一委員会報告第43号)に基づき、利益処分により圧縮積立金として積み立てる方法も適用しております。この変更による税引前当期純利益への影響はございません。 ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,855,798百万円が含まれております。 ※14. 社債は全額、劣後特約付社債であります。 ※15. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融先物取引責任準備金 68百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。 ※16. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額36,664百万円

(中間損益計算書関係)

前 中 間 会 計 期 間 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成11年9月30日〕	当 中 間 会 計 期 間 〔自平成12年4月1日〕 〔至平成12年9月30日〕	前 事 業 年 度 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成12年3月31日〕
※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 11,806百万円 そ の 他 6,549百万円	※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 10,920百万円 そ の 他 7,757百万円 ※3. 「特別利益」には、退職給付信託設定による信託設定益28,811百万円を含んでおります。 ※4. 「特別損失」には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額57,344百万円を含んでおります。 ※5. 利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他経常費用」として計上しております。なお、東京都に係る事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、当中間会計期間より、「その他経常費用」として4,635百万円計上しております。	※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 24,637百万円 そ の 他 13,034百万円 ※2. 「その他経常費用」には、日本担当証券(株)などの取引先支援のための損失59,798百万円を含んでおります。

(リース取引関係)

前 中 間 会 計 期 間 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成11年9月30日〕	当 中 間 会 計 期 間 〔自平成12年4月1日〕 〔至平成12年9月30日〕	前 事 業 年 度 〔自平成11年4月1日〕 〔至平成12年3月31日〕
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 取得価額相当額 動 産 そ の 他 合 計 2,290百万円 3百万円 2,294百万円 減価償却累計額相当額 動 産 そ の 他 合 計 1,591百万円 2百万円 1,594百万円 中間期末残高相当額 動 産 そ の 他 合 計 699百万円 0百万円 700百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間期末残高相当額 1 年 内 1 年 超 合 計 454百万円 245百万円 700百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・当中間期の支払リース料 228百万円 ・減価償却費相当額 228百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1 年 内 1 年 超 合 計 4,867百万円 31,037百万円 35,905百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 取得価額相当額 動 産 そ の 他 合 計 4,061百万円 3百万円 4,064百万円 減価償却累計額相当額 動 産 そ の 他 合 計 2,333百万円 3百万円 2,336百万円 中間期末残高相当額 動 産 そ の 他 合 計 1,727百万円 0百万円 1,727百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料中間期末残高相当額 1 年 内 1 年 超 合 計 487百万円 1,669百万円 2,156百万円 (注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・当中間期の支払リース料 386百万円 ・減価償却費相当額 702百万円 ・支払利息相当額 34百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1 年 内 1 年 超 合 計 4,342百万円 25,816百万円 30,158百万円	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動 産 そ の 他 合 計 4,456百万円 3百万円 4,459百万円 減価償却累計額相当額 動 産 そ の 他 合 計 1,833百万円 2百万円 1,836百万円 期末残高相当額 動 産 そ の 他 合 計 2,622百万円 0百万円 2,623百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・未経過リース料期末残高相当額 1 年 内 1 年 超 合 計 644百万円 1,978百万円 2,623百万円 (注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。 ・当期の支払リース料 467百万円 ・減価償却費相当額 467百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 1 年 内 1 年 超 合 計 4,520百万円 28,356百万円 32,877百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

期 別 種 類	当中間会計期間末(平成12年9月30日現在)		
	中 間 貸 借 対照表計上額	時 価	差 額
子 会 社 株 式	215,051	209,188	△5,863
関 連 会 社 株 式	13,162	12,960	△201
合 計	228,214	222,149	△6,065

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

(追加情報)

前中間会計期間 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成11年9月30日〕	当中間会計期間 〔自 平成12年4月1日〕 〔至 平成12年9月30日〕	前事業年度 〔自 平成11年4月1日〕 〔至 平成12年3月31日〕
1. 法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税(以下「法人税等」という。)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令」(平成10年大蔵省令第173号)附則第3項に基づき、前事業年度(自平成10年4月1日至平成11年3月31日)から税効果会計を適用しており、当中間会計期間は、同省令附則第4項に基づき適用しております。 なお、法人税、住民税及び事業税については、前中間期まで当該期を一事業年度とみなして中間申告を行うとした場合の税額を計上しておりましたが、当中間期は税効果会計を適用したため、従来の方法に比べ、資産が696,425百万円増加するとともに、中間純利益が34,385百万円減少しております。 また、事業税については、前中間期まで「その他経常費用」に計上しておりましたが、当中間期は「法人税、住民税及び事業税」として計上しております。この変更による、経常利益及び税引前中間純利益への影響はございません。	_____	_____
2. 従来「その他資産」に計上していた自社利用のソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来 of 会計処理方法を継続して採用しております。なお、同報告では上記に係るソフトウェアの表示については、無形固定資産に計上することとされておりますが、中間財務諸表の資産の分類等は「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)によることとされておりますので、引き続き「その他資産」に計上しております。また、減価償却の方法については、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	_____	_____

(2) そ の 他

中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配)

平成12年11月24日開催の取締役会において、第134期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金総額 36,665百万円

1株当たりの中間配当金

普通株式	9円33銭
〔普通配当	3円50銭〕
〔特別配当	5円83銭〕
第一回第一種優先株式	3円75銭
第二回第四種優先株式	21円00銭
第三回第三種優先株式	5円50銭
第四回第三種優先株式	4円00銭

第6 提出会社の参考情報

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成12年5月25日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する省令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

(2) 臨時報告書

平成12年5月25日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する省令第19条第2項第15号（連結子会社の合併に係る契約の締結）に基づく臨時報告書であります。

(3) 臨時報告書

平成12年6月29日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する省令第19条第2項第6号の3（株式移転に係る株主総会の決議）に基づく臨時報告書であります。

(4) 有価証券報告書〔事業年度 自 平成11年4月1日〕
及びその添付書類〔(第133期) 至 平成12年3月31日〕

平成12年6月29日
関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

平成12年8月29日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する総理府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書

平成12年9月29日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する総理府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。

(7) 臨時報告書

平成12年9月29日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する総理府令第19条第2項第3号（親会社の異動）及び同条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部 提出会社の保証会社等の情報

該当ありません。